

令和8年3月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和8年3月5日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和8年3月5日(木) 午前9時03分
散 会 日 時	令和8年3月5日(木) 午後4時52分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	織田 京子 後藤 耕佑 潮田 幸子 諏訪三津枝 西尾 綾子 芝寄 和好
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	後藤 耕佑
委 員	潮田 幸子 諏訪 三津枝 芝寄 和好 西尾 綾子
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 9 号	資鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 2 0 号	鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）第 1 条歳入歳出予算の補正のうち所管する歳入歳出	原案可決
第 2 5 号	令和 7 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 0 号	令和 8 年度鴻巣市一般会計予算第 1 条歳入歳出予算のうち所管する歳入歳出、第 2 条継続費、第 3 条債務負担行為のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 2 号	令和 8 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長 小林 宣也
こども未来部副部長 矢澤 潔
こども未来部参事兼
こども応援課長 沼上 早苗
子育て支援課長 新井 玲奈
保育課長 富田 まゆみ
こども応援課副参事 黒巢 弘路
こども応援課鴻巣児童
センター所長 新島 政博

(健康福祉部)

健康福祉部長 木村 勝美
健康福祉部副部長 高子 英江
健康福祉部参事兼
障がい福祉課長 高田 史
福祉課長 鈴木 恵子
健康づくり課長 中山 尚子
介護保険課長 小野田直人
ねんりんピック推進
プロジェクト課長 金子 栄次
介護保健課副参事 千葉 昌子

(教育部)

教育部長 鳥沢 保行
教育部参与 池田 耕司
教育部副部長 松本 直樹
教育部副部長兼
学務課長 棚澤 大輔
教育総務課長 長島 正和
生涯学習課長 清水 健紀
学校支援課長 鈴木 聡
スポーツ習課 竹井 豊
中央公民館長 新井 隆司
教育総務課中学校
給食センター所長 関根 好一
学務課副参事 伊藤 一途
学校支援課副参事 榎本 泰
学校支援課教育支援
センター所長 中根 洋子
吹上支所副支所長兼
地域グループリーダー 吉田 勝彦
川里支所副支所長 中越 好康

書 記 國島 清文
書 記 藤平美由紀

(開会 午前9時03分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。芝寄和好委員と西尾綾子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定、議案第20号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)第1条歳入歳出予算の補正のうち所管する歳入歳出のうち本委員会に付託された部分、議案第25号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算第1条歳入歳出予算のうち所管する歳入歳出、第2条継続費、第3条債務負担行為のうち本委員会に付託された部分、議案第32号 令和8年度鴻巣市介護保険特別会計予算の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第19号の条例の制定、次に議案第20号の条例の一部改正、次に議案第24号の一般会計補正予算について、次に議案第30号の一般会計予算について審査を行います。

次に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算及び予算の議案第25号及び議案第32号について審査を行います。

議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進め、付託議案が終了いたしましたら、住み慣れた地域での持続可能な在宅医療・介護に係る調査及び研究について所管事務調査、閉会中の継続審査を諮り、委員会を閉会したいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び予算につきましても、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、

よろしくお願ひ申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長) おはようございます。それでは、議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましてご説明いたします。

令和8年度からこども誰でも通園制度が本格実施となり、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度が創設されます。特定乳児等通園支援事業は、認可基準及び運営に関する基準を満たすことが求められており、市は事業者からの申請に対し、当該事業が給付の対象となることを確認する必要があることから、国が定める基準を踏まえ、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、新たに条例で定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) はい、通告の順でよろしいでしょうか。

(潮田) 議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、資料請求もさせていただいておりますので、それをちょっと確認をしながらと思います。

まず、資料請求をさせていただきました実施概要の表を見させていただきました。まず、1点目、この質の確保のところの部分になるわけですが、去年のときに、昨年度ですよね。今年度行ったのでしたっけ、現場に行きましたよね。現場に行かせていただいて、川里の子育て支援センターでの誰でも通園制度のところを視察させていただきました。そ

のときに確認をしたのは、当時はまだこの川里と生出塚だけだったので、これについては独立実施であるということを知っていました。なので、国として懸念をされていた保育士の確保、保育士が在園児のほうも見なければいけなくて、こちらも見なければいけないとなると、大変なのではないかということでありましたけれども、この2つにつきましては委託でありましたので、全く別であるということで説明をいただいております。だけれども、今この資料請求のところで見ると、今後、在園児合同実施というところが3つ出てきております。前に視察に行ったときには、まだめぐみの木がスタートしていないときでありましたので、この独立実施しか当時は市としてやっていなかったのだけれども、今回在園児合同実施というふうになるというところについて、保育士のほうの人材確保というのは、この条例に従っていくとどのようになっていくのか、その懸念がありますけれども、その部分はどうなのでしょう。

（保育課長）お答えいたします。

今回新たに実施するところも含めまして、在園児合同実施型の施設がございましてけれども、このような場合においても保育士はこども誰でも通園制度の専門の保育士というのを配置する形になっておりまして、そのほか例えば幼稚園ですとか、認定こども園とかで勤務している保育士の助けを借りることもできるという形になっております。

以上です。

（潮田）そうすると、今回条例で決められますと、有資格者のところの保育士のところも当然、職員配置、これ別に人数が載っているわけではないので、よく分からないのですが、この誰でも通園制度の中で、年齢によって保育士が充てられるべき人数というのが少し違いがあるかと思うのですが、この今ここで載っている定員の少ないところはいいのですが、多いところは21人とか、または8人というふうになっておりますが、それぞれの年齢に対しての人材配置というのもできるということではよろしいのでしょうか。

（保育課長）人数の多いところにつきましても、必要な保育士数は配置ができています。

以上です。

（潮田）また確認をしたいのですが、これって試行実施はもうちょっと前からですよ。やっておりますけれども、これの令和7年度の、まだ途中だと思いますけれども、大体月平均でいうと何人というか、日にち平均ですね。ここで定員3人とか5人とかというふうになっていると、そんなに少なかったのかなって、実際にはもう少し多かったのではないかというふうに思うのですけれども、実績でいうと日々何人ぐらいが利用されていたのでしょうか。

または、これは予約制ですよ。予約制ではあるけれども、それを超えるような場合は、お断りするような事態が発生したことがあるのか伺います。

（保育課長）令和8年の1月末までの利用実績の中では、利用実績、利用がない日もあれば、多いときは1日9人、3施設合わせて9人の利用があるときもございました。

そして、今まで預かれなかったケース等につきましては、民間の施設、めぐみの木こども園についてはネットでの予約になっておりますので、既に予約を入れる時点でもう入れないというところはあったかとは思いますが、実際に申請があってお断りしたというケースはございませんでした。

以上です。

（潮田）苦情のところについてであります。苦情の処理がこれからまた本格実施となっていくと、きちりとやっていかなければ、今までもやっているといるのですけれども、ここでは苦情、要望が1件ずつということでもございました。個人情報に触れない程度で、こういった内容の苦情とか要望があったのか伺います。

（保育課長）苦情につきましては、急な体調不良等になった場合の利用時間の消費に関することでもございました。事業者へは丁寧な対応をするように指導したほか、ホームページに掲載しているキャンセルポリシーを分かりやすい表現に変更をいたしました。

要望につきましては、公立のこども誰でも通園制度を利用している方か

ら、利用料をキャッシュレスで支払いたいというようなご要望がございましたが、現時点ではキャッシュレスの導入は難しいというご回答をさせていただきます。

以上です。

（潮田）そういたしますと、これ後にはキャッシュレスの対応ということも考えていくという方向は考えられるのでしょうか。

（保育課長）現時点では考えておりません。

以上です。

（潮田）こども誰でも通園制度総合支援システムについて確認をしたいと思います。

これにつきましては、本格実施になることで入るということでよいでしょうか。今までも同じようなシステムでやってきたのか伺います。

（保育課長）こども誰でも通園制度総合支援システムにつきましては、鴻巣市では令和7年の12月から導入をしております、既に運用開始しております。

以上です。

（潮田）その中での苦情だとか、先ほどありましたキャッシュレスというのはありましたけれども、それ以外にシステムとしての不具合とか、そういったものはこの何か月かの間では起きたのでしょうか。

（保育課長）不具合というのはございませんが、システムが操作が分かりづらいというようなお声はいただいております。

以上です。

（潮田）今回この条例ができることによって、今までも行われていたことが改めて位置づけができるということになるとは思いますけれども、そのことによる大きな影響というのは、どういったことになるのでしょうか。

（保育課長）今回この条例を制定することで、乳児等通園支援事業を行う事業者については、基準を満たしているかどうかの確認を受ける必要がございます。確認を受けないと給付がもらえないという形になりますので、この基準を満たしているかどうか、この辺りを詳しく見る形にな

りますので、さらにこの条例については、運営の条項について少し詳細に定めているものになりますので、よりお子様を安全に保育ができるような、預かれるような形になっていくかと思えます。

以上です。

（潮田）今回条例で制定されることによって、職員体制であるとか、保育士の人員確保という部分での変化は何かあるのでしょうか。

（保育課長）人員の配置については特に変更はございませんが、保育士について資質の向上のために研修の機会を確保しなければならないという定めもございますので、質の向上については上がっていくかなと思っております。

以上です。

（潮田）そうすると、それで質の確保というのが今回この条例ができることというのは大きいかなというふうに思っていたところなのですが、実際には人材確保が非常に大変で、スタートしたくてもできない事業所があるというのを、今回このA、B、Cになっているところにそれが該当するのか分からないのですけれども、以前に断念をしたという事業所があるというふうにも聞いております。この人材確保については、ここでは職員配置が有資格者（保育士）となっておりますけれども、全員が保育士ということでしょうか。保育士ではない方もこの中にいらっしゃるのか伺います。

（保育課長）保育士ではなく、子育て支援員研修を受講した方という方も職員として含まれてはおります。めぐみの木こども園のほうで現在研修を受けていらっしゃる方を配置をしておりますが、その方を除いても、今お預かりしている方については保育士だけで満たしている配置ができております。

以上です。

（潮田）今回資料請求をした中で、ちょっと回答が難しいということでありました4番、資料請求の中での4番になりますけれども、財務とか経営の持続可能性に関する資料は提出はできないということでもございました。だけれども、これ実際には持続可能なためにはいろいろ出てくる

かと思うのですけれども、今現在で事業者側のほうから相談であるとか、そういったようなものはありますでしょうか。

（保育課長）現時点では、事業者のほうからそのようなご相談はございません。

以上です。

（潮田）今後これがさらにまた広がっていくと、突然のキャンセルとかということもあるかと思えます。そういったものに対しての収益の減少とか、バランスというのも難しくなっていく場合もあるのではないかとと思うのですが、そういった場合、市はどのように対応していく考えなのでしょう。

（保育課長）急なキャンセル等につきましては、令和7年度については、公立の実施施設のほうでは、前日17時以降のキャンセルについては時間を消費し、補助の対象としておりました。令和8年度については、キャンセルについての時間の消費について、国からまだはっきりと示されておりませんので、その辺りについてはちょっとお答えが難しいかと思えます。

以上です。

（潮田）今後これが本格実施となった場合に、それを利用されている方たちからの苦情というのは、今後苦情や要望、保育課のほうに来ることによってよいのか、またはそこが、今もこれ事業実施が委託でやっているところもありますので、そういったほうに出すべきなのか、そういった相談体制、皆さんからの相談体制はどこになりますというような発信はされるのでしょうか。

（保育課長）今回この条例の中で、運営規程等を定めるというか、事業者のほうで運営規程等を定めるという形になりまして、その中で相談等の窓口とか、そういったことについても運営規程の中で利用者のほうに案内をしていくような形になるかと思えます。もちろん保育課のほうでも苦情等は受け付けてはおりますが、事業者のほうでも受付ができる形にはなると思えます。

以上です。

（潮田）特に通告私もしていなかったのですけれども、業務継続というか、BCPというか、やっぱり災害が起きたときに預けていた子どもたちをどうするかというようなことは、この条例の中には規定はないかと思うのですけれども、すみません、私の勉強不足かもしれないのですけれども、そういった場合の対応はどのようになっているのでしょうか。

（保育課長）BCPという業務継続の文言については、この条例の中には記載はないのですけれども、安全計画等は策定する形になっておりますので、その中でお子さんの安全についてはきちんと規定をする形になるかと思えます。

以上です。

（潮田）現時点では、それはもう既に文書等になっているということでしょうか。

（保育課長）現在実施している施設については、安全計画については策定しております。今後の実施の予定の施設についても、その辺りはつくっていただく形になるかと思えます。

以上です。

（潮田）最後に、まとめてお聞きしたいのですけれども、今回条例として位置づけられることによって、市としてのメリットは何なのか、また市民にとってのメリットは何かというのが明らかなものがあれば、教えていただきたいと思えます。

（保育課長）今回条例を位置づけること、条例を制定することによりまして、事業者がこども誰でも通園制度を実施する上で確実に基準を満たしているところを市のほうでも指導監査等で確認をしていける形になるかと思えます。利用者にとっても、お子様を安心して預けられる環境が整うものと考えております。

以上です。

（諏訪）では、議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての質疑、全部で7項目通告はしておりますが、これに沿ってなるべくしたいとは思いますが、前任者が既に資料請求をされていまして、実施する予定のところの定員等が示されてお

ります。まず、この中で一般型と、一般型というのは普通の在園児も含めた保育をするということだと思えるのですけれども、それともう一つ、独立型というのでしたっけ、特別に保育室、通園の支援を受ける保育を必要としている方を分けて保育をするという2通りあるというふうに私認識はしているのですけれども、今ちょっと拝見をしたこの資料を見るだけでは、いわゆる在園児と共に行う、一緒にする保育を行う予定だということなのですから、現在のところ、4月から開始するということなのですが、鴻巣市の中でもう既に手挙げ、やりますよと言っているようなところというのは、ここ以外にほかにもあるのでしょうか。それと、その体系を伺いたいと思います。

（保育課長）現在のところ、今回新しく追加する施設以外には、手を挙げている施設はございません。

以上です。

（諏訪）では、通告をしておりますが①の乳児等支援給付認定を行う、いわゆる保護者の方の申請があって給付の認定をするということかと思われるのですけれども、その辺の流れ、申請、認定、そして利用開始に至るまでの市の役割を伺いたいと思います。

（保育課長）まず、利用申請をいただきましたら、市は利用認定を行い、乳児等支援給付認定証を発行し、こども誰でも通園制度総合支援システムに利用者登録をします。その後、利用者にログインIDというものを発行いたします。利用者は、システムに子どもの情報を入力し、初回面談の予約をし、面談を受けた後にシステムにて利用の予約をし、予約日に施設を利用するという流れになっております。

以上です。

（諏訪）では、まず申請をします。そして、認定なのですが、その認定される条件を伺います。

（保育課長）保育施設等に在籍していない方というのが条件となっておりますので、その辺りを確認をさせていただき、あとは年齢の要件等を満たしているかどうかを確認させていただきます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、もう既に在園するところがあるかどうかの確認は、こういった方法でされますか。

（保育課長）市のほうの児童台帳等を確認をいたしまして、利用している施設がないかを確認しています。

以上です。

（諏訪）その児童台帳に載っていないということが条件なのですが、その中で例えば通常の保育園の申込みをしていて、今待機されている方の情報というのは、そこに入っているのでしょうか。

（保育課長）保育所の入所の保留になっている方についても、システムのほうには入っております。

以上です。

（諏訪）ではそうしますと、いわゆる待機児童はないよというふうに鴻巣市言われているのですけれども、その保留状況になっている方で、一時預かり制度を時々お使いになっている方もいらっしゃるかとも思いますけれども、そういった情報というのはどのように取れますか。

（保育課長）一時預かりを使っている場合でも、こども誰でも通園制度のほうはご利用いただけますので、そちらのほうは確認はしております。

以上です。

（諏訪）先ほどシステムに入力をして、そこから保護者の方が実際に預けたいところの予約状況を確認をして、そこに面談の申込みをしたり、予約をしたりというシステムなのかなと思うのですけれども、その辺のセキュリティーというのでしょうか、アカウントが付与されて、それを使えばもちろんあれなのですけれども、いわゆる個人情報そのまま入りますので、その辺のセキュリティーというのはどんなふうになるのでしょうか。

（保育課長）こども誰でも通園制度の総合支援システムにつきましては、国でつくられたシステムになっておりまして、セキュリティーのほうは担保されているものになっております。

以上です。

（諏訪）では、2番目のサービス提供を行う事業者はどのように決定するのかなのですが、既に現在3つ設定されておりますけれども、今後手挙げのあった場合の設定の決定をしていく基準というのは、どういうものになりますか。

（保育課長）乳児等通園支援事業を実施する事業者につきましては、市に認可申請をしていただきまして、鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、市が適合状況について審査をし、認可を行います。

以上です。

（諏訪）3番目の給付に関わる請求業務等の詳細なのですが、これは直接保護者の方が給付を受ける側になるわけですね。それで、その給付の請求というのは、事業者が市に行くという、そういうイメージなのでしょうか。

（保育課長）こども誰でも通園制度につきましては、法定代理受領となっております。本来保護者が受けるべき給付を事業者が代わりに受ける形になっております。なので、事業者がこども誰でも通園制度総合支援システムを通じて請求をしてくるという形になります。

以上です。

（諏訪）事業者が給付のいわゆる申請をするということなのですが、その辺のチェック機能というのでしょうか、いわゆる確かに保育をしましたよというようなチェック機能というのは、何をもってするのか伺います。

（保育課長）事業者は、こども誰でも通園制度総合支援システムにて請求をしていただくのですが、システムの中の予約等の利用実績に応じて計算される給付費の請求内容にそごがないかを確認した上で、市に対してシステムからの請求を行うという形になっております。

以上です。

（諏訪）このシステムを保護者も事業者もフルに使っていろいろやっていくということが分かりましたけれども、前任者も確認をされておりましたけれども、予約をしました、急なキャンセルが出ますということも

あるかと思うのですが、そのキャンセルの仕方というのでしょうか、いつまでにキャンセルだとかって、そういったものはどこで出す。事業者側が出すのでしょうか。

（保育課長）キャンセルポリシーにつきましては、事業者が設定をすることになっております。

以上です。

（諏訪）では、4番目なのですが、事業者から報告及び帳簿類の提出があるということなのですが、それについての市の権限というのはどういったものがあるのか伺います。

（保育課長）児童福祉法第34条の17第1項及び児童福祉法施行令第35条の4の規定に基づいて、市町村は年度ごとに1回指導監査を行うこととされており、その際に帳簿等については確認をしております。

以上です。

（諏訪）児童の命を預かる本当に大変な仕事、事業になるわけなのですがけれども、市は時々そのサービスを提供している事業者の現地調査だとか、あとは監査、そういったものは、1年の間に何回か行う予定はされているのかどうか。

（保育課長）現在、保育課に指導監督員として会計年度任用職員が在籍しておりますので、定期的に施設を訪問して指導等を行っております。

以上です。

（諏訪）5番目になります。事業者の人員配置基準、あと保育室の基準等は、この条例を見ただけでちょっとよく分からないのですけれども、人員配置基準については、例えば今の保育の人員配置基準が適用されるのか、それとも独自のものがあるのかどうか。というのは、保育士の免許を持っている方は半数でいいというふうにたしかになっていたように思うのですが、先ほど研修を受けた者も入るということですが、この辺の人員配置の基準はどのようになっているのでしょうか。

（保育課長）一般の乳児等通園支援事業所につきましては、乳児等通園支援事業者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に1人以上としております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、現在の通常の保育士の配置基準と同じかなというふうに今感じましたけれども、ただ一日保育をする者と、例えば1時間刻みで保育ができるということなのですが、1時間、2時間で保育をします。そうすると、送迎が入ります。そういったより業務が複雑になる保育現場になるのではないかなというふうに感じてはいるのですけれども、その辺は市はどのようにお考えでしょうか。

（保育課長） スポットでの利用ということで、職員の事務というのは確かに煩雑にはなってくるかと思いますが、それを支障なく行える職員配置のほうを事業者のほうにはしていただいております。

以上です。

（諏訪） では、最後になりますが、一時預かり事業はもう既に鴻巣市も行っております。こちらのほうも利用がたくさんされているかと思うのですが、その一時預かり事業と今回の誰でも通園制度の事業の大きな相違点、たしか潮田委員が前々回ぐらいに資料請求をされて、その対比を頂いてはいるのですけれども、今回特に詳細がいろいろ分かってまいりましたので、その中で大きな相違点というのはどのようにお考えでしょうか。

（保育課長） 一時預かり事業は、一時的に家庭での保育が困難となった保護者を支援するのが目的であるのに対しまして、こども誰でも通園制度は、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、子どもの成長と家庭の子育てを支える制度となっております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、子どもさんの成長の糧となる保育に力を入れるということになるかと思うのですけれども、1時間、2時間で子どもさんの様子がよく分かるのかどうか、またそのお子さんが次いつ来るのか分からないという、そういう中で、子どもさんの成長の過程の中での保育にどんなふうに事業者は関わっていくのか、ちょっと理解に苦しいのですけれども、その辺は市はどのように事業者に指導をされるのでしょうか。

（保育課長）通常の保育施設等と違って、定期的にいつも毎日来るとい
う形ではないところがやっぱり事業者のほうではかなり不安に思ってい
るところではあるとは思いますが、事前面談や事後の面談等をしてい
ただき、丁寧に保護者に関わっていただいて対応していただいております。

以上です。

（諏訪）最後になりますけれども、いわゆる給付の料金というのでしょ
うか、それは確かに1時間お預かりしたら1時間分なのですけれども、
今お答えいただいた事前面談だとか、本来この事業というのは、保護者
の相談なども受けますよというのが事業の内容になっていますよね。そ
の相談というのは、保育時間に行うわけではないと思っていますのです。
そういったいわゆる事業者としては給付対象にならないものも提供しな
ければならないというところで、事業者のいわゆる負担というのでしょ
うか、そういったものが大きいのかなって感じるのですけれども、そう
いったところでは、過去に試行的に行ってきた事業者さんからはどのよ
うなご意見が出ていたのかを伺います。

（保育課長）事業所のほうからは、今のところ特にご意見等はいただい
てはおりません。面談につきましては、今回加算という形で給付の中
では算定がされますので、そこでお金を支払うことができると思います。
以上です。

（諏訪）加算ということをございますけれども、そうしますと料金体系
というのはもうある程度運営基準、運営方針でしょうか、運営の手引ま
だ出ていないかなと思うのですけれども、国から運営の手引というのが
出るというようなちょっと情報をいただいているのですけれども、その
料金的なもの、加算だとか、そういったものはもう既に市のほうもある
ということでもいいのでしょうか。

（保育課長）公定価格については、国のほうから既に示されております
ので、それで令和8年度はやっていきます。

以上です。

（芝寄）おはようございます。では、条文の中から、確認も含めてお尋

ねしたいと思います。

第6条の中で、正当な理由がなければこれを拒んではならないとありますが、正当な理由というのはどのようなことか、まずお聞きします。

(保育課長) 正当な理由につきましては、具体的には示されてはおりませんが、職員の配置基準等が満たせない場合、安全に子どもを預かれないなど、体制が整わない場合等が考えられると思います。

以上です。

(芝寄) では、その正当な理由がなく拒んだ場合に、事業者に対してペナルティーみたいな、そういったものというものは何かあるのでしょうか。

(保育課長) 万が一正当な理由なしに拒んだことが発覚した場合につきましても、ペナルティーとかは特にございませませんが、こども誰でも通園制度が働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭を支援するための制度であるということを再度説明をし、事業者へ指導をまいります。

以上です。

(芝寄) そういった場合には、議会とかにも報告等はあるのでしょうか。

(保育課長) 実際にそのようなことがあるかどうかというところなのですけれども、今のところ、そういったことについてはちょっと想定はしておりません。

以上です。

(芝寄) では、12条の中で内容、その他必要な事項を記録しなければならないとありますが、この記録方法は何か指定があるのかどうかをまずお聞きしておきます。

(保育課長) 特定乳児等通園支援を提供した際の記録の形態につきましては、事業者により異なりますけれども、今年度実施している事業者につきましては、保育日誌という形で記録をし、事業者で5年間保管をすることとなっております。

以上です。

(芝罘) では、13条のほうに移ります。2項のところ、通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価とはどのようなものであるのかと書いてありますけれども、どのようなものかお聞きします。

(保育課長) 具体的には示されておりませんが、特定乳児等通園支援に要する経費として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定するものとされております。以上です。

(芝罘) では、同じ13条3項の(4)のところ、通う際に提供される便宜に要する費用とはどのようなものなのかお聞きします。

(保育課長) こちらにつきましても具体的には示されておりませんが、例えば送迎を行う場合のバス代等が考えられるかと思えます。以上です。

(芝罘) その場合、費用かかった場合というのは、その都度、どのような請求の仕方になるのでしょうか。

(保育課長) こちらにつきましても、事業者が行うサービス等になりますので、事業者の設定によって変わってくるかと思えます。以上です。

(芝罘) では、その下の(5)において、保護者に負担させることが適当と認められるものとありますが、これもまた具体的にどのようなものがあるのか、再度聞きます。

(保育課長) こちらにつきましても、具体的には示されておりません。想定されるものとししましたら、保険料とか、そういったものなのかなとは思っております。以上です。

(芝罘) 16条の2のところ、外部の者による評価を受けて、その結果公表とありますが、どのような形で、どのようなタイミングで公表して改善を図るのか、具体的にお聞きします。

(保育課長) 外部による評価につきましては、保育施設と同様に社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価機関等が評価を行い、結果につい

ては利用者の目に留まるように、事業所内に掲示することなどを想定しています。

以上です。

（芝寄）それは、事業所内だけの掲示ということで、確認ですけれども、よろしいのですか。事業所のホームページとか、そういうところに、ほか一般の人に目につくようなところに公表ということはないのでしょうか。

（保育課長）事業所によってはホームページ等を開設しているところもあると思いますので、そちらのほうでの公表もあるかと思います。

以上です。

（芝寄）では、17条のほうで、保護者からの相談に適切に応じることとともにというふうに文言がありますが、相談について窓口創設や、SNSで相談しやすい環境、そのように考えてよろしいのでしょうか。

（保育課長）保護者が相談しやすい環境につきましては、乳児等通園支援事業所において、保護者が不安や悩みを話しやすいように面談等で保護者対応を丁寧に行い、保護者や子どもの状況を把握し、必要に応じて適切な支援につなげることを考えております。

以上です。

（芝寄）その相談のところなのですけれども、先ほどの前任者の質問の中で、IDを発行してログインして、自分のアカウントを持つということなので、それは申請だけのアカウントなのでしょうか。その中で、今後それをずっと使用するに当たって質問する場所とかも、そういうのも存在するのか、確認のためお聞きします。

（保育課長）IDを発行した場合、利用者はそのIDを使ってシステムにログインをするのですけれども、その中で子どもの情報ですとかを入力する形になります。事業所は、その入力された情報を見て保護者と面談等を行う形になりますので、そこでより保護者の状況とかお子様の状況についての把握ができる形になります。

以上です。

（芝寄）すみません。今のところで、それはそのアカウントをずっと使

い続ける中でも相談できるということによろしいですか。最初の面談とかの最初に使う相談ではなくて、通常使っている中でも、例えば半年、1年後に、こういうことでちょっと悩みがあるのだということをしてこのアカウントを使って相談できるシステムになっているのでしょうか。

（保育課長）アカウントを使って相談という形ではなく、ご自身が使っている事業所に相談をする形になりますので、初回の面談以外にも適宜面談のほうは実施していく形になります。

以上です。

（芝罘）では、今のところ最後の確認です。では、アカウントは本当申請するため、予約するためのアカウントだけという捉え方でよろしいのでしょうか。

（保育課長）利用者につきましては、アカウントはそのシステムに入るためのアカウントになっております。

以上です。

（芝罘）では、最後に後2項目で、この議会が終わって、これで可決、承認されたその後の支援利用者等に対する周知はどのように行っていくのか、スケジュール的なものをお伺いします。

（保育課長）この条例が可決されましたら、この条例の中で定めているものについては基準を満たさないと、事業者のほうは給付が受けられない形になります。この基準に基づいて事業者が計画や運営規程等を定めていく形になりますので、それによって利用者のほうはその確認をすることができるかと思えます。

以上です。

（芝罘）今のは、事業者のほうのお話でよかったですか。ごめんなさい、言葉を間違えたので。利用者についても、保護者に対しても、対象者に対して周知はどのようなかというのでしたけれども。

（保育課長）この条例が可決されたということの周知をするという予定はちょっとないのですけれども、これが可決されたことにより、事業者が運営規程等、利用者に関わる部分についての定めをしっかりとする形になりますので、それで利用者が……

(何事か声あり)

(保育課長) 利用者につきましては、今後新しい施設も増えることですので、そのような形、今後の令和8年度からの本格実施になるという制度については、ホームページ等で周知をしていきたいと思っています。以上です。

(芝寄) では最後に、利用者が夕方お迎えに上がったたりすると思うのですけれども、その時間が過ぎたり、守れなくて過ぎてしまった場合の対処の仕方、料金等はどのような形になっているのか、最後これで終わりにします。

(保育課長) こちらは、事業者ごとに設定したキャンセルポリシーに基づき、利用者負担額をお支払いしていただくことになると思います。以上です。

(西尾) では、すみません。議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、通告していないのですけれども、申し訳ありません。何点か質問させていただきます。前任者の質問でかなり見えてきたのですけれども、どうもこども家庭庁のホームページで見ると、かなり市の権限が後退して、令和8年度からですね、事業者の裁量にかなり委ねられる部分が多くなっているのかなという気がいたします。ちょっとそれを念頭に質問させていただきたいのですけれども、今回潮田委員の請求で出していただいた資料を見て、今のところ公立が2、私立がA、B、C含めて4施設が手を挙げているということなのですが、今後本市で実施事業者数に制限をかけることは想定しているのか、お伺いします。

(保育課長) 今後実施事業者数に制限をかけることは、想定はしておりません。以上です。

(西尾) では、2点目なのですが、保護者が負担することになる利用料は、先ほど公定価格が国からもう出ているということで、令和8年度はその基準でやっていくとのことだったので、事業者が独自に保護者が負担することになる利用料は決めることになるのか。そうなる

と、もしそうであるとすれば、価格競争と保育の質の低下、こちらのほうの懸念はないのかどうか、ちょっとお伺いします。

(保育課長) 利用料につきましては、事業者が設定することになっております。事業者が設定することにはなっているのですけれども、国のほうとしてはおおよそ300円程度ということで示されております。

以上です。

(西尾) 一応国のほうでは300円程度ということで示されているということなのですが、例えば今、国の公定価格ではある程度の値段が出ていたと思うのですけれども、事業者としては、市から国の補助金という形で給付ということで受けはするのですけれども、保護者に対しては300円よりももうちょっと安い金額でサービスを提供すると、場合によっては、保護者は少しでも安いところを利用したいということで、そういった事業者を利用するという可能性もなくはないかなと思うのですが、そこら辺の歯止めは市のほうでかけられるものなのでしょうか。

(保育課長) 国のほうから示している300円程度というところを事業者のほうには説明をしていきたいと思っております。

以上です。

(西尾) 次ののですが、土日、祝日と夜間の実施に制限はあるのかどうか伺います。頂いた資料だと、今提供時間はそれぞれ出ているのですけれども、もし事業者がそれ以外の、ここに出ている提供日や提供時間以外の範囲でもやりたいという事業者が出てきた場合、今後あるいは今手を挙げている事業者が土日、祝日や夜間もやりたいのだということになった場合、それは市のほうでは口出しできないというか、そこはもう完全に事業者任せになってしまうのでしょうか。

(保育課長) 土日、祝日、夜間についての実施の制限等は特にございませませんが、夜間の実施につきましては国のほうでも、こども誰でも通園制度の意義等を考えると、好ましくないというふうに示しております。

以上です。

(西尾) そうすると、今の質問ともちょっと絡むのですけれども、他市の居住者の方が、あるいは本市の居住者の方が他市の制度、事業所を利

用することも可能となるのか、あるいは他市の居住者の方が本市の事業所を利用することも可能となるのか。たしか前年度かな、本年度のこのこども誰でも通園制度の試行を他市に先駆けてやるときに質問させていただいたときに、いずれはそういうふうになるというようなお話だったと思うのですが、令和8年度からは実際にそういうふうな運用が始まるのか、可能となるのか。その場合、広域利用に対するアラートのようなものは、この総合支援システムの中で各関係自治体が共有できるようになっているのかどうか、お伺いします。

（保育課長）令和8年度から全国で利用ができるようになります。鴻巣市のお子さんも他自治体の施設を使うことができるようになります。保護者のほうがシステムのほうに入力した情報については、利用する施設のほうで確認をする形になります。

以上です。

（西尾）利用する施設のほうで確認する形ということなのですが、質問者がちょっと危惧しているのは、例えば先ほどの質問にもありましたように、本市の事業者あるいは他市の事業者で、夜間、深夜、それから土日、祝日もこのサービスを提供しているというところがあって、本市の居住者の方が他市の事業者、そういうところのサービスを利用したり、それが頻繁だったり、それが虐待とか、それからネグレクトとかの可能性も含めたような状況が危惧される場合、それが総合支援システムの中で自治体のほうで把握できるのかどうかというのがちょっと心配なのです、把握できるようになるのか、なっているのか。その点はどうでしょうか。

（保育課長）システムのほうで、どの事業者のこども誰でも通園制度を利用者が利用したかというのは把握はできるのですが、そこがアラートとして出るという形にはなっていないと思います。

以上です。

（西尾）では、本市の居住者の方が、保護者の方が他市の例えばちょっと離れたところの自治体の事業者を、そういう深夜とか休日とか、頻繁に利用するということを本市としては、アラートとしては出ないかもし

れないけれども、何かその子どもさんに会ったときにそれを履歴として調査するようなことはできるものなのでしょうか。

（保育課長）利用者の方が、そのお子さんがその施設を使ったということは分かるのですけれども、それ以上の履歴というか、何か追求するようなことはできないかと思います。

以上です。

（西尾）そうしますと、非常に親御さんからすると便利な仕組み、制度かもしれないのですけれども、事業者のほうもきちんとした事業者だったらいいのですけれども、そうではない営利目的で、どんどんとサービスの質の劣化、低下、それから保育の質の低下とか、それから利用者にとって便利なサービスを提供することを追求するあまり、実際の子どもにとって不利益になるようなこの制度の使われ方をした場合、自治体としてはどこまで把握できるのかということが心配なのですけれども、その辺りはどういうふうにお考えですか。

（保育課長）他の自治体の施設につきましても、その自治体で基準を満たしているかどうか、また運用についても確認をして認可をするという形になりますので、あまりひどいものというのはちょっと想定できないかなと考えております。あとは、利用者の方については月に10時間が利用の限度となっておりますので、すごく頻繁というのなかなか考えられないのかなと思っております。

以上です。

（西尾）今お話に出た月に10時間という利用制限は、これこのままずっと続くでしょうか。

（保育課長）令和8年度につきましては、月10時間が上限ということになっております。

以上です。

（西尾）令和8年度はということなのですが、では再来年度からそれはもしかして変わる可能性があるかもしれないということなのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

（保育課長）現在のところ、国からまだ示されておられません。

以上です。

（西尾）先ほど前任者の質問でもあったのですけれども、第16条の2項で定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならないとあるのですけれども、具体的にこれ外部の者というのは、先ほど福祉サービスってちょっとお話あったのですが、もう一回、そこはどこなのかお伺いします。

（保育課長）社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価機関等を想定をしております。

以上です。

（西尾）その福祉サービス第三者評価機関というのは、各都道府県に幾つぐらいあるものなのか、それから監査の頻度や項目はどこが決めるのか、お伺いします。

（保育課長）福祉サービス第三者評価機関につきましては、県が認証しているものとなります。施設数については、ちょっと今把握はしていませんが、ホームページ等で公表されております。あと、どのような形でどのような部門についての評価をするのかということも、ホームページのほうで公表をしていると思います。

以上です。

（後藤）通告のとおりです。まず、1点目です。

前任者の質問でも数々触れられていたと思うのですけれども、やはりこの条例に関していうと、事業者への努力義務規定が多くあるのかなというふうに感じております。例えば3条4項、職員への研修実施とか、あと10条、親子の心身とか利用状況の把握、あと16条2項、外部評価、これも答弁の中でも何度か触れられていましたけれども、こちらに関して努力義務とはいえ、市としては質の担保を含めてどこまでちゃんと事業者の皆様が取り組まれているのかというのを確認を行うのか、その辺りを質問させていただきます。

（保育課長）市は、年度ごとに1回以上指導監査を行うこととなっております。指導監査の中で努力義務についても確認をしていくことを考えております。

以上です。

（後藤）しっかり確認をしていくというご答弁だったと思うのですがけれども、今のところ例えば具体的な確認方法、何か例えばチェックリストみたいな、この項目とこの項目は確認していこうねみたいな、そういった方向性みたいなところは今決まっているのかを質問させていただきます。

（保育課長）指導監査をする項目につきましては、今後市のほうで検討して作成していきたいと思っております。

以上です。

（後藤）そうしたら、通告2点目です。

第6条にサービス提供拒否の禁止の規定があったかと思います。私勘違いしていて、先ほど前任者の質問で、これに該当する理由というのが施設側の人員の都合でどうしても断らなければいけないことを想定されているという答弁だったと思うのですがけれども、試行実施のときのホームページを見ると、後ろにキャンセルポリシーが載ってまして、複数回予約変更を繰り返した方とか無断キャンセルを行った場合は、利用をお断りすることがあるという記載があったので、てっきりこの第6条というのはこのことを言っているのかなという理解だったのですがけれども、まずそれも含まれているのか、いや、それは違うよというところを確認させてください。

（保育課長）正当な理由ということでこちらで想定しているものについては、施設側の理由ですとか、あとはお子さんが発熱等をしている場合や、感染症の流行とかがある場合等を想定しております。

以上です。

（後藤）分かりました。

最後に、これもちょっとキャンセルポリシー絡みの質問になるのですがけれども、市のホームページ私が確認した限りでは、ページの後ろのほうにキャンセルポリシーが載っていて、注意書きでめぐみの木さんに関しては施設のキャンセルポリシー確認してください、何かそれ以外はこのキャンセルポリシーでというような書き方をされていたかなと思うので

すけれども、先ほど前任者の答弁の中で、キャンセルポリシーに関しても事業者側で設定をしていくみたいなお話をされていたと思うのですけれども、市としてあのホームページに記載されているキャンセルポリシーは市のキャンセルポリシーなのか、これ何か事業者さんで話し合われて決めているのか、そのキャンセルポリシーというのはどういった形で今位置づけされているのかを確認させてください。

（保育課長）ホームページに載っておりますキャンセルポリシーにつきましては、公立のこども誰でも通園制度の中で使用しているキャンセルポリシーになります。

以上です。

（後藤）すみません。そうか。でも、めぐみの木さんはまた多分違うキャンセルポリシーなのかなと思うのですけれども、公立、市立とはいえ、市として実際にやってもらうのは事業者さん側だとは思っているのですけれども、ひとしくそのキャンセルポリシー含めて、基準というのは統一をしていったほうがいいのかなどというふうに私は思っております、先ほど利用料も事業者さんのほうで設定できるという答弁だったと思うのですけれども、その辺り、利用料とか、キャンセルポリシーとか、その運営のルールに当たって、これから参画する事業者さんも含めて、市としてはなるべく基準はそろえていこうねという考えなのか、そこはもう事業者さんの事情それぞれに柔軟に合わせていこうかって、どちらの方向性で進めていくのかを最後確認させてください。

（保育課長）キャンセルポリシーにつきましては、事業所で設定するものとなっておりますが、市としてはこういう形で示していますというのを事業者のほうには一応周知はしております。その上で、事業者が事業者自身で設定をするものという形になります。

以上です。

（後藤）すみません。あと、利用料とかも含めて、先ほどの質問、同じ内容になってしまうのですけれども、利用料に関してはどうなのですか。やはりなるべくこのぐらいの値段でやってくださいみたいな働きかけというのですか、そういったところをやっていくおつもりなのかを教えて

ください。

（保育課長）利用料につきましても、事業者に対しましては、国としては300円程度を想定していますということをお伝えをしています。

以上です。

（潮田）すみません。先ほど聞きそびれてしまいました。この現場の中で虐待がちょっと見える場合、そういった場合の通報の仕方というのは、事業者が分かって、それが直接鴻巣市のほうに来るのか、事業者の上に出していくのか、そういった事業者の保育士さんがそれが分かって事業者のほうになるのか、ちょっと、どんなに完璧だと思ってやっている育児でも、こういった通園制度を使う方だとしても虐待の兆候がある場合もあると思うのですけれども、まずそれはどういうふうな流れになっているのか伺います。

（保育課長）事業者の中で虐待等の可能性に気がついた場合には、まず市に連絡が来る形になっております。

以上です。

（潮田）その場合に、先ほどもほかの市町村の方が利用する場合というのがあります。そういった場合は、事業者からその方の居住している市のほうに行くということによいのか、あくまでも鴻巣市のほうに報告が来るという形なのか、どうなのでしょう。

（保育課長）その辺りについては明確に示されてはおりませんが、事業者がその利用者の自治体に連絡する場合がありますし、その事業者が所在する自治体に連絡する場合もあるかと思いますが、そこは自治体同士の連携で連絡を取るようにしていきたいと思えます。

以上です。

（芝寄）1点だけ。利用時間、たしか10時間ということだったと思うのですけれども、今後これ、利用数が多くなってきた場合の、まだ先の話だけれども、利用時間とか、その拡大というのでも考えられるのかどうか、もう既にちょっとやっぱりその時間では少ないよという意見も聞いておりますので、どのように捉えているのかちょっとお聞きしておきます。

（保育課長）国のほうが上限は10時間ということで令和8年度は示して

おりますので、その中で実施していく形になります。

以上です。

(西尾) すみません。これ議案第20号で聞こうと思っていたのですけれども、先ほど前任者の方の質問で、あっと思ったので、ここで聞かせてください。

先ほど前任者の方の質問で、虐待についての通報がありました。それは、保護者が子どもに虐待をしているということが疑われることを事業者が気がついた場合の通報についてのご質問だったのですが、では事業者のほうで虐待や不適切保育、やはりこれ全国的にも、世田谷のほうでしたっけ、音声公表されたりして、不適切保育は全国的にもちょっと課題、問題かなと思うのですが、その事業者で虐待や不適切保育が疑われるようなことを保護者の方が気づいた場合、それはではどこに通報できるのか、その通報制度というのは整備されるのでしょうか。

(保育課長) 児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待の通報制度のほうに定められておりますので、虐待と思われる事案を、その中で乳児等通園支援事業も対象となっておりますので、市のほうに速やかに報告が来る形になります。

以上です。

(西尾) 制度としてあるということで、市のほうに速やかに連絡が来るということだったのですが、具体的には市のこういった窓口で、それは保護者の方にどういう形で周知されているのでしょうか。

(保育課長) 周知等については、具体的にはちょっとまだしておりませんが、窓口としては、乳児等通園支援事業になりますので、保育課に来ることが多いのかなと思いますが、また別の虐待等の担当課のほうにも連絡が来る可能性はあると思います。

以上です。

(西尾) もし市のほうに、保育課の窓口、もしくはほかのところの窓口に相談があった場合、市としてはすぐにそれに対して動けるような、第三者機関との連携も取りながら動けるようなことをもう話し合っているのか、整備しているのか、その点について確認させてください。

(保育課長) 虐待があった場合の流れにつきましては、市に通報がありましたら、まず通報内容についての情報収集、電話や訪問等により状況の確認をさせていただいて、その後、事業者へ立入りの調査を行います。虐待の有無等の判断、指導等の方針を決定した後に、児童福祉法に基づく措置として、安全確保の措置や子どもに対する支援を行います。そして、こどもまんなか会議のほうで報告をする形になります。以上です。

(委員長) しっかり質疑ができたと思いますが、ほかに質疑はありませんね。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、反対の立場から討論いたします。保護者にとっては便利な制度かもしれませんが、しかし、乳幼児にとって慣れない環境、見知らぬ保育者に突然委ねられるというのは大きな負担です。意見表明、意思表示がうまくできない子ども側の視点を軽視している制度だと考えます。また、通常の保育の受入れで疲弊している保育現場にさらに負担をかけるおそれがあります。公的責任が曖昧で、事業者と利用者任せ、公的関与、責任がさらに限定的になっております。事故があった場合、国の仕組みでありながら、事業者だけが負う仕組みのままです。保護者への支援と負担軽減は必要と考えますが、そのしわ寄せや負担が保育現場に押しつけられてしまうものになっていないか懸念しております。

また、この制度は、保育を1時間単位で切り売りするサービスに変質させるものであると言わざるを得ません。この制度の導入を契機にした保育の市場化拡大と利益追求型事業者の参入、そして保育の質の低下と、それに伴う事故や虐待などの不適切保育の発生を懸念しております。

以上の理由から、本議案に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(潮田) 議案第19号 乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

このいわゆる誰でも通園制度につきましては、本市は全国の中でも早い段階で試行を始めました。そして、それがようやく令和7年度本格実施、そして今回条例で定めるということ、大変に大事なことだというふうに考えております。未来の宝物である子どもたち、そして日々懸命に育児に向き合うお母さん、またお父さんが笑顔で安心して過ごせるまちをつくる、本制度、その大事な一步とっております。これは、私が子育てをする中で非常に欲しかった制度でありました。

今回条例で定めるということは、この事業自体が実質的に公になるというところでありますけれども、行政のメリットとしても、おうちで子育てをしている世帯の孤立を防ぐ伴走型支援、寄り添うというところになると思います。早い段階で家庭と行政がつながり、地域全体で子どもを見守るセーフティネットが構築されるというふうに考えます。

また、利用者のメリットとして、親の心のゆとり、子どもの健やかな成育であります。時として子育ては孤立をいたします。自分一人ではできないのではないかという、もう自分一人で抱えなくてはならないような状況というのが起きます。それに対しての安心感というのは、保育の専門性を持っている保育士に見ていただけるということ、それは育児への自信につながります。子どもたちは、初めての集団生活であったり、自分が今まで接したことがないような世代の方との出会い、その中からまた第一歩が踏み出せるというふうに考えております。

今回の条例制定は、現場の保育士の専門性は守りつつ、質の高い支援を法的に担保するものだというふうに考えております。鴻巣の未来を担う子どもたちの輝く笑顔のために、本事業が今回のこの条例によって強く推進されるということを高く評価いたしまして、賛成討論といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に反対討論をいたします。

本条例は、いわゆるこども誰でも通園の本年4月実施に向けたものです。国は、こども誰でも通園は全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育、保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付としており、その理念は否定するものではありません。

しかしながら、本条例案ではこの理念を実現し得るものではないと考えます。給付対象は、認可保育所、認定こども園等入園をしていない生後6か月から3歳未満の子どもで、利用時間は子ども1人当たり月10時間、1日当たり8時間を上限とするということです。短い預かり時間では、通常の保育で行われている子どもの発達保証まで行うことはできません。保護者のリフレッシュにはなりますが、それは一時預かり事業で十分その意義を果たせます。条例案は、鴻巣市の保育の質を下げ、子どもの安全を脅かすことにつながりかねないと考えます。

保育で一番重要なことは、子どもの命と安全を守ることです。本議案で示されている保育士の配置基準は、通常の保育士の約半分であり、誰の目から見ても質が下がることは明らかです。市が責任を持ち、利用する乳児の安全を守る制度とすべきです。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するためには、保護者の状況にかかわらず保育所に入所ができるよう、保育の必要性の事由を変更すればいいだけです。たとえ保護者が働いていなくても、希望する、あるいは必要がある全ての子どもに保育を提供することこそ、こどもまんなかな児童福祉施策と考えます。

以上の理由により、反対討論を終わります。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（芝寄）では、議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場で討論いたします。

実証実験等を実際やってきた中を踏まえて、国のほうもこの年度明け4月からの本格実施ということで踏み切りました。この制度の中でもまだ

まだ直していかなくてはいけない部分というのも、国も含めてあるかとは考えられるところもあります。先ほど私質問した利用時間、月10時間ということも含めて、利用者にとって本当に使いやすいのかなというふうに思うところもありますが、今後改定されていくのかなというふうに期待をしております。

また、私ごとではあります、娘があした予定日でいまして、本当に鴻巣で子どもが生まれるということで、この一、二か月本当に娘ともよく話をした中で、こういった制度も実際話しました。やはり選択肢が広がるということが一番利用者当事者にとっていいことなのではないのかという話にもなりました。まだまだ未熟な部分もあるのかもしれませんが、選択肢の一つが増えるとして、子育て世代、子育てしやすい鴻巣の一つとしても、しっかりとこれは制度として確立しなくてはいけないと思い、賛成といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 鴻巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)



(開議 午前10時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第20号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に係る内閣府令の一部改正に伴い、乳児、幼児の区分を問わず、利用定員の総数のみを定めることを可能にするほか、所要の改正を行うものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第20号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

これについても、議案第19号と同様の理由から反対いたします。とりわけ来年度からは、事業者の裁量に委ねられる部分が大きくなり、市の権限と関与が後退することを懸念しております。子どもの安全と保育サービスの質の低下を考えると、反対せざるを得ません。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第20号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、19号と同様の理由から反対です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)第1条歳入歳出予算の補正のうち所管する歳入歳出のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、通告は出しておりませんが、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算について質問させていただきます。

まず、13ページ、健康づくり課、それから別のページにもあったのですが、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付負担金の減額なのですが、これまで国から認定された被害者の人数、本市でですね、それをお伺いしたいのと、それから今回申請した人数、先ほど死亡一時金と葬祭料というお話があったのですが、今回申請した人数についてお伺いします。

(健康づくり課長) お答えします。

今までの認定の人数は23名(P.43「14人」に発言訂正)になります。それから、今回国の認定が不支給になった方については、死亡一時金と葬祭料につきましては1名の方の取下げといいますか、認定されなかった方については1名であります以上です。

(西尾) 今お答えいただいた23名(P.43「14人」に発言訂正)の中で、お亡くなりになった方というのは、そのお亡くなりになって、死亡したことで認定してほしいということでご遺族とかが申請した方は何人いらっしゃるのでしょうか。

（健康づくり課長）お答えいたします。

健康被害の、ワクチンの予防接種の後に亡くなられて死亡一時金の申請をいただいた方については、3名になります。その中で、1名の方が認定になられています。

以上です。

（西尾）そうしますと、23名（P. 43「14人」に発言訂正）の方が国から認定されたというふうに先ほどおっしゃっていたのですが、そのうち死亡3名で、うち1名が認定ということなのですが、ではほかの2名の方はこの認定された23名（P. 43「14人」に発言訂正）には含んでいないということでしょうか。

（健康づくり課長）含まれています。その理由が、死亡一時金のほかに医療手当、医療費自己負担分と医療手当が該当されていますので、認定されています。ただ併せて死亡一時金を申請をされたのですが、不支給といえますか、国のほうでは否認されたという状況でございます。ですので、認められた方が1人で、ただほかのお二人についても医療手当が該当しております。

（西尾）ということは、この亡くなられた2名の方については、体調不良とか、それについてはワクチンの影響を認められたけれども、亡くなったことの因果関係はワクチンとは無関係だというふうに認定されたということでしょうか。

（健康づくり課長）おっしゃるとおりです。

以上です。

（西尾）では、15ページ、保育課の一時預かり事業費補助金、それから27ページの民間保育園補助事業なのですが、事業休止ということだったので、この理由はこういったものでしょうか。

（保育課長）職員の退職等により職員体制が安定しないため、休止となっております。

以上です。

（西尾）では、1年間事業休止というふうにさっきおっしゃったのですが、今後はその事業所は再開見込みがあるのでしょうか。

(保育課長) 事業所からの聞き取りや立入調査等により実態を把握したところ、職員の配置も安定をしてきているところから、令和8年度については再開をする予定で調整をしております。

以上です。

(西尾) すみません。あと、では1点だけ。

39ページ、学校支援課の人権教育推進事業の訴訟事務委託料なのですが、これ議会でも報告あったかもしれないのですが、もう一回念のためお伺いします。

これは、令和元年に本市で起きたいじめ重大事態に絡む訴訟でしょうか。

(学校支援課長) そのとおりでございます。

(芝寄) では、歳入のほうの前任者が質問したところなのですけれども、15ページの一時預かり事業費補助金のところで、事業をやめてしまって、その事業所の利用者、利用していた保護者はどのような形を取ったのかお聞きします。

(保育課長) 事業を休止した認可外保育施設につきましては、認可外保育施設の事業を実施しておりましたので、その中でお預かりをしておりました。

以上です。

(芝寄) では、歳出のほうで、27ページお願いします。放課後児童クラブ管理運営事業のところで減額ということで、減額理由をまずお聞きします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) こちらの理由といたしましては、民間放課後児童クラブの運営委託料につきましては、障がい加配の有無等や県単加算の有無、常勤支援員2名配置の有無等により減額するものになっております。

(芝寄) では、29ページお願いいたします。予防接種事業のところで、現在かかった方、罹患した方というのは正確な数字というのは多分出ていないとは思うのですけれども、状況的にはやっぱり少なくなっているのか。接種数も含めてどのようになっているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

(健康づくり課長) お答えいたします。

鴻巣市民の方の罹患者数がちょっと正確には把握できないのですが、鴻巣保健所管内におけるこの二、三か月というところで、令和7年の12月末から今年の3月4日までの罹患者数の推移についてお答えをさせていただきます。

この数字は、感染症法に基づく定点医療機関における週報告の数字となりますので、全数ではございませんが、定点の病院さんの報告の数字になります。第1週から順番に申し上げますと、26人、30人、27人、31人、62人、82人、47人、34人、31人ということで、この3か月間の経過がこのような人数の変化になっております。横ばいだったのですが、1月の下旬にかけて報告数が急増しております、その後は2月の中旬ぐらいからは減少しているというふうな状況でございます、この傾向は埼玉県内の状況とおおむね一致しているというふうに考えております。

以上です。

(芝寄) 罹患した人で亡くなった数というのは分かるのでしょうか。

(健康づくり課長) 亡くなられた方については、ちょっと把握をしておりません。申し訳ございません。

お答えが間違っております…答弁漏れということで、コロナワクチンの接種率につきましてお答えをいたします。接種期間が10月1日から1月31日までということで、今現在、接種者数を集計中でございます、大体の数字というところでございますが、3月4日現在、接種人数が2,370人、接種率が6.4%と把握しております。

以上です。

(芝寄) では、次へ行きます。

39ページお願いします。子ども教育夢基金のところでは減額なのですが、これふるさと納税が不振だったということで説明あったかなと思うのですが、これに伴い、来年度の中学生徒海外派遣事業に、人数等とか、影響とか出てくることは予想されるのでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

この減額に伴う海外派遣事業の人数等の変更等は特に考えておりません。

以上です。

（諏訪）では、2点だけお伺いします。

13ページの、前任者も質問されていますが、健康づくり課の新型コロナウイルスの減額補正なのですが、こちらは認定結果に至るまで、申請したときにはなくなっていたのか何か、その辺が伺いたいと思います。

（健康づくり課長）お答えいたします。

今回の該当になられる方につきましては、最初にワクチン接種の後に体調不良になられまして、すぐ医療手当に関する申請がございまして、当時非常に認定が全国で非常に件数が増えたというのもございまして、ちょっと国の認定が出るまでに時間がかかったのですが、その結果を待つ、医療手当を待つ前にお亡くなりになられまして、認定が出まして医療手当のほうは該当になったのですが、その後、死亡一時金についての請求があった方になります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、医療の関係では受けられていたということで、あとは死亡一時金が出なかったということでしょうか。

（健康づくり課長）おっしゃるとおりです。

以上です。

（諏訪）同じページの保育課のところなのですが、宿舎の補助金、こちらマイナス補正になりましたが、380万円。こちらのほうは、一応人数はどのぐらいの予定だったのかをまず伺いたいと思います。

（保育課長）保育士宿舎借上支援事業の補助金なのですが、当初、既設園については16人、新設園については3人を見込んでおりましたが、実績では既設園が9人となっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、既設園のほうではあれなのですが、新設のほうでは3名が確保できたということでしょうか。

（保育課長）保育士の職員の体制は整っておりますが、宿舎を利用しな

かったということです。

以上です。

（諏訪） 宿舎の利用のない保育士が要するに就労者ということかと思うのですけれども、そうしますと鴻巣市内の方だったのかというようなこととか、今後どういったところをターゲットに保育士の募集をしたりするのかを一応確認したいと思います。

（保育課長） 新設園で確保した保育士の居住地まではちょっと確認はしておりません。今後につきましても事業者には制度の周知をしていきまして、宿舎を利用して、この補助金を利用しての保育士の確保について努めてまいりたいと思います。

以上です。

（潮田） 通告をしておりますので、通告ではなく資料請求か、してありますので、通告もしていたかな。資料請求ですてありますね。すみません。

ちょっと前後してしまうかもしれませんが、先に25ページのところで資料請求をしてある部分についてでありますけれども……すみません、暫時休憩お願いいたします。申し訳ありません。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 1 1 時 2 9 分）

（開議 午前 1 1 時 2 9 分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（潮田） 重度心身障害者医療給付の全体金額受給者1人当たりの金額のところになります。この資料からすると、これはやはりどんどん増えていく傾向があるかと思うのですけれども、そこから見える大きな、見えてくる傾向性というものの、どういったものが特に増えてきているのか。これ毎議会ごとに補正があって増えていくわけですけれども、今回のところについては県のほうで精神のほうの2級のほうを対象にしたということが原因なのか、そういったような何か特に目立つような傾向とか原因とかがあれば教えていただきたいと思います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

今回増額補正させていただきます重度心身障害者医療費の関係ですけれども、こちらは12月、その前からですけれども、精神2級の方の拡大分というところでの増額補正というところではございません。今回、補正の根拠としますと、11月から1月は概算でしたが、1月支払いの3か月分における前年度比の伸び率が平均12%を超えているような状況です。前年度の2月及び3月分の支払い分の実績に乗じた形で年間運用総支出額というところを出しまして、当初予算額を引いた差引額を今回補正とさせていただきます。委員のほうからの今どんなところかというようなお話があったかと思うのですが、これまでの状況ですと何とか間に合うのではないかなというような見立てであったところなのですが、ここ数か月のところまとめて請求をしたという状況が何名かございまして、そういうところで請求額が一気に跳ね上がってしまったというところで、今後もその可能性があるというところで今回増額補正をさせていただきますところではございます。

以上です。

(潮田) この重度心身障害者医療費助成事業という、これって全部の障がいの種別にはなっているものではないので、分かりにくいのですけれども、多い、人数とそれぞれ、人数が多いのは精神かなと思うのですけれども、実際にはその精神と知的のほうと身体のほうってなると一番多いのはやはり身体の方が多くなるということになりますでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 委員お見込みのとおり、身体の方が2月、8年の2月20日現在ですけれども、身体の方が一番多くて、1,249名というところになっております。

以上です。

(潮田) 今人数を言っていただきました。そうしますと、身体と精神と知的で割合、パーセントが出ますでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時33分)



(開議 午前 1 1 時 3 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) すみません、お待たせしました。お答えします。

端数の調整が、今急ぎだったので、若干ずれている可能性あるかもしれませんが、身体の方が48.9%、療育の方が23.8%、精神の方、こちら2級拡大の方も含めるような状況になっていますが、精神の方が今27.3%という割合になっています。

以上です。

失礼しました。約というのを全てにつけさせていただきます。

(潮田) ありがとうございます。これって毎議会ごとに補正が入るような気がするのですが、新年度予算で、今はこれ補正のほうですけれども、新年度予算のほうでは全体でもう少し増やしていくということになっているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 当初予算のほうの関係になりますが、当初予算計上させていただきました、考えていましたときに、まだ2級拡大の分というところまででしか考えておりませんでしたので、実際400万掛ける12か月の4,800万というところをプラスして計上させていただいております。というところですので、またこういう状況になりましたらしかるべき時期に相談させていただくような状況になるかと思えます。

以上です。

(潮田) それでは、続きまして同じく25ページ、在宅介護支援事業のほうになります。これ数字でいくと、今文福のほうでも在宅医療と介護の条例のほうのをいろいろやっているところでもありますけれども、実際にこの数字というのはそれほど大きく変化はしていないかと思うのですが、でも今の高齢化からすると、これ3年の分だけでお願いをしておりましたので、今までとの比較からするとやっぱり少しずつ増えていっているということでしょうか。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

過去のものを見ますとそれほど増えてはいないのですけれども、こちらのほうにつきましては高齢者数の増加とちょっとずれておりまして、対象となる要介護4、要介護5の方たちの増加のほうは緩やかとなっておりますので、その影響によるものかと考えております。

（潮田）ということは、それはやはり施設に入所される方が介護度4、5の方は多いから、在宅のほうは増えていないというふうに読み取れるということによろしいのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、入所のほうの施設に入る方も多いのですが、要介護4、要介護5の方たちの増加率そのもの、認定のそのものの増加率というのが低くなっております。要介護認定者数の中で増加しているのが軽度者、要支援1から要介護1の方が多く増えていらっしゃいますので、それによることかと考えております。

（潮田）分かりました。

続きまして、27ページのほうの保育施設の関連のほうです。そちらも資料請求させていただいておりますけれども、この中でちょっとよく分からなかったのが、定員数よりも多く保育の人数になっているのがあるのですけれども、これは問題ないということ、想定内ということによろしいのでしょうか。

（保育課長）弾力運用という形で、定員の120%までは受入れが可能となっております。面積定員が大丈夫でしたら受入れは可能となっております。（P. 45「面積定員と職員配置を満たしていれば弾力運用が可能となります」に発言訂正）

以上です。

（潮田）この表からいたしますと結構どこもいっぱいかなというふうになっておりますけれども、希望した園に入ることはできなくて、ほかのところでということが入っている方というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

（保育課長）第1希望の施設に入所ができなかった方の人数については、

申し訳ありませんが、把握をしております。

以上です。

（潮田）把握をしていないとはいっても、保育課のほうからもうちょっと今のご希望のところは行かれないのですよというようなお知らせは行っているかと思うのですけれども、そういった人数の掌握もできていないということになるのでしょうか。

（こども未来部副部長）お答えします。

保育所の入所につきましては、第1希望から例えば第10希望とかいろいろと、全て希望で出しておりますので、その中でいろいろ調整をしまして、一番希望のところ、全て希望となっておりますので、そちらに入っているということで、特に問題ないかなというふうには思っています。以上です。

（潮田）実際にちょっと聞いている話では、ママ、パパが送りに行くことができなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが、唯一行けるのが、歩いて行けるような園はもういっぱい駄目だと言われたから、もう諦めざるを得なかったというようなのも、今年度聞いているわけではないのですけれども、そういった話もありますけれども、必ず第3希望まで出すということになっているのでしょうか。第1希望しか選択肢がない場合というのはどのような形になっているのでしょうか。

（保育課長）入所の申請をしていただくときには、通える施設でということをお願いをしておりますので、中には第1希望しか希望されない方もいらっしゃいます。

以上です。

（潮田）資料請求でさせていただいたところからすると、公立の保育園に定員いっぱいではないところもあるのですけれども、これは入っていたのだけれどもおやめになったということなのか、元からもう定員の数とちょうど受給の割合が大丈夫だったからということなののでしょうか。公立保育園が定員よりも少ない、例えば鴻巣保育所は120名定員で園児107名となっているのですけれども、これはどういったことなののでしょうか。

(保育課長) いただきました入所申請の入所希望を、選定の利用の基準に点数をつけまして、点数で自動的にといたしますか、こちらで調整をするというよりは、その点数で第1希望、第2希望ということで空きのところ振り分けた結果で今公立保育所は定員まで入っていないという状況になっております。

以上です。

(潮田) これは、今回補正のほうでだけですけれども、今保育所が増えている鴻巣駅周辺のところ、マンションが多くできたためによる影響というのは、保育課で何か抱えていらっしゃる問題というのはあるのでしょうか。

(保育課長) マンションが多く増えたことにより子育て世帯とかが増えているということは考えられますが、現在、入所のその状況を見てみますと、例年に比べて現在も保育ニーズとしては高い状態が続いているというふうに考えております。

以上です。

(潮田) すみません。保育ニーズが高いというのが、実際には申込者が多いという意味というのか、それに対して受入れのほうの体制は大丈夫なのかどうかを確認したいと思います。

(保育課長) 鴻巣駅の近くに新しく今年度4月から鴻巣えほんの森保育園というのができまして、60人定員の施設ができました。そういったこともありまして、利用のニーズを賄えていると思っております。

以上です。

(健康づくり課長) 発言の訂正をお願いいたします。

先ほど西尾委員に新型コロナウイルスの予防接種の健康被害の給付金のところで質疑いただきまして、その答弁で認定者数を23人というふうにお伝えをしてしまったのですけれども、正しくは14人ということで、ちょっと支給台帳の件数のほうを述べてお伝えをしてしまいました。申し訳ございません。正しくは14人ということで、おわびして訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ござ

いませんか。ありませんね。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)、第1条歳入歳出予算の補正のうち所管する歳入歳出のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)

◇

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、保育課長より、先ほどの潮田委員の質問で、定員を超えての受入れについての答弁内容について訂正の申出がありましたので、これを

許可いたします。

（保育課長）先ほどの潮田委員の議案第24号の中で、面積定員が大丈夫だったら弾力運用が可能というように答弁をいたしました。正しくは面積定員と職員配置を満たしていれば弾力運用が可能となります。おわびして訂正いたします。よろしく申し上げます。

（委員長）ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算（第1号）歳入歳出予算のうち、所管する歳入歳出第2条、継続費、第3条、債務負担行為のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時22分）



（開議 午後2時39分）

（委員長）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

保育課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

（保育課長）すみません。先ほどの第3表、債務負担行為の保育業務支援システム更新業務についての説明の中で、期間について令和13年度までの5年間というふうにご説明いたしました。正しくは令和13年度までの6年間となります。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

（委員長）ただいまの発言の訂正につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

では、説明が終わっていますので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（芝寄）では、令和8年度当初予算、質問いたしたいと思います。

では、通告しておりますので、まずはそこから順番にしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。117ページ、ふるさと館維持管理事業の中の光熱水費についてお聞きしたいのですけれども、ふるさと館全体の光熱費かとは思いますが、教育支援センターが抜けたことによって、その部分の光熱費とかはどういう扱いになっているのかなど、ちょっと確認のためも含めてお聞きします。

(生涯学習課長) お答えいたします。

ふるさと館の光熱費でございますけれども、現在あちらについては個別メーターがそれぞれの施設についているわけではございませんので、それぞれどれぐらい実際使っていたか、ちょっと把握ができていない状況になっております。それもございまして、旧教育支援センター、川里図書館、高齢者福祉センターひまわり荘の電気、水道料金等につきましては、令和6年度の実績を基に料金改定分を加味したものとして令和8年度につきましては計上させていただいているというところでございます。

以上です。

(芝寄) 本年度の当初予算からしても約200万多いわけですが、教育支援センターがあった部分を抜かしてこのプラス200万ぐらいを組んだという理解でよろしいのですか。

(生涯学習課長) 旧教育支援センターの部分なのですが、川里図書館のほうは今後改修工事がございまして休館になる予定で今進めております。その休館の間、旧教育支援センターのほうで一部業務を行うということで昨日から実際に窓口のほうを開設しております。そちらのほうで電気ですとか水道を使うというところも含めまして、先ほど申しましたように、令和6年度の実績等を参考に、またそれと料金等今高騰しているところも加味しまして、8年度については計上させていただいているというところでございます。

以上です。

(芝寄) 今のところで、ではその工事はまずはいつまでなのか、移った後、旧教育支援センター部分はどのような扱いになるのかをお聞きしま

す。

(生涯学習課長) 川里図書館の工事改修につきましては、来年の2月までを一応工期として予定しております。先ほどの説明に補足なのですが、教育支援センターのほうで窓口の業務を一部負担しているのと、あわせて工事期間中、当然業者のほうでも電気、水道のほうを使うというところもございまして、その辺の量がどのぐらい使うか不明なところも含めて例年どおりと、令和6年度の実績を基に令和8年度算出させていただいているというところでございます。

以上です。

(芝寄)では、161ページ、重層的支援体制整備事業のところ、先ほど説明あったのですが、ちょっと聞き取れなくて申し訳ないのですが、昨年より減になった理由をもう一度お願いします。

(福祉課長) 重層的支援体制整備事業の減の理由ですが、会計年度任用職員を7名から4名に変更したことにより、報酬や職員手当など共済費、費用弁償費が減額となっております。

以上です。

(芝寄)その人数を減らした理由は何か教えていただけますでしょうか。

(福祉課長) 重層的支援体制整備事業が移行期間を含めて年数がたったことによって、会計年度任用職員や職員が知識を得ることもでき、ノウハウもそこで培われてきたことにより、また地域での協力体制ですとか、あと関係機関での協力体制等も十分にできていることから人数を減少したのになります。

以上です。

(芝寄)では、163ページの上から2つ目、障害者福祉費庶務事業の中で、予算の増の理由をまずお聞きします。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

増の理由としまして、主なものとして3点ございます。1点目は、会計年度任用職員の勤務時間数を増やしたことによる報酬、期末勤勉手当、社会保険料の増、2点目は障害者計画策定に係るアンケート実施に伴う郵券料の増、3点目は生活のしづらさなどに関する調査が実施されるこ

とによる報酬、消耗品費、郵券料の増というところになります。

以上です。

（芝寄）会計年度任用職員の報酬の中で、勤務時間を増やしたと今ありましたが、人数を増やすということは考えられなかったのでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）今回職員課のほうに相談させていただいたところ、時間数の増でどうでしょうかというようなお話がございました、私たちのほうでも慣れた職員さんの勤務時間を延ばさせていただいた中で、さらに効率よくということをお願いできるということであれば、時間数を延ばさせていただいてということをお願いしますというようなお話で、今回4名の方を時間を延ばすような形でお願いしているところです。

以上です。

（芝寄）165ページ、重度心身障害者医療費助成事業のところ、当初予算が昨年と比べて増えているわけなのですけれども、こちら、これは単に利用者が増えたということの要因でよろしいですか。この理由をお聞きしたいと思います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。

こちらは、増の要因としましては、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者まで今回、1月からですけれども、拡大させていただいたところによるところでして、扶助費についてというところで拡大分を各月400万円かかるというようところで12か月分を見込みまして、4,800万円増としております。

以上です。

（芝寄）同じページ、下のほうで、難病児（者）補聴器購入費助成事業において、令和7年、本年の現在の利用実績はわかりますでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。

令和7年の12月末現在となりますが、難聴児補聴器購入費扶助費は1名、1件に対しまして17万2,000円になります。難聴者補聴器購入費扶助事業のところは、決定数が8件ということで、決定金額は32万円となっているところです。

以上です。

（芝罘）両方で49万2,000円ということで現在のところだと思いのですけれども、来年度も同じ数字の当初予算を組んでいるわけですがけれども、同じ数字で去年と今年、来年と組んでいるわけですがけれども、これも何年目でしたっけ。たしかもう3年目ぐらいに入るのかなと思うのですけれども、当初から比べて人数の変化はどうかちょっとお聞きしておきます。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）年度当初、導入したときの人数はさすがに多かったようなのですが、昨年と今年度の様子を見ますと、やはり50万前後というところでこの部分は推移しているのかなというふうな状況になりますので、来年度も同額を計上させていただいております。

以上です。

（芝罘）では、次のページの167ページ、福祉タクシー・自動車燃料費助成事業についてお聞きします。

委託料のところ……すみません。ちょっと私内容をよく理解していないのですけれども、これは券で発行するのでしょうか、それとも使った分の金額を助成するのでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）対象の方に券でまず発行させていただきまして、使った分を精算という形でお金で最終的に支払う形なのですが、こちらのほうは委託を社協のほうにしておきまして、社協のほうで精算自体はしていただくような状況になっております。

以上です。

（芝罘）券というのは、例えば1,000円が10枚とか、どういった形か分からないけれども、そういった形でそれをまず使うというイメージでよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。すみません。ちょっと暫時……

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時53分）

◇

(開議 午後2時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 失礼しました。燃料費助成券につきましては、700円の券を12枚つづりということでお渡ししております。以上です。

(芝罘) 決められた金額の券ということで、そうするとガソリン単価によって入れられる数字が変わってくると思うのですが、今の世界情勢、これからちょっとかなり不安視されております。恐らくひどいときには、もう倍ぐらいになるのではないかという専門家もおられます。この場合は、対応できるような考えをお持ちなのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 暫定税率が廃止された場合におきましても、その辺りというところは、申し訳ございません、加味していないような状況でして、今後にもよるとは思うのですが、その辺りにつきましても、上がったから上げます、下がったから下げますというようなところは、今のところ障がい福祉課としては検討していない状況です。以上です。

(芝罘) では、同じページの障害者生活サポート助成事業について、昨年と現在の今までの利用実績、また今後の推移をお聞きしたいと思います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

令和6年度の利用実績は、利用人数が169名、合計の利用時間が5,073時間、支出額が993万5,400円となっております。対しまして、令和7年度の実績は令和7年の12月末時点ですけれども、利用人数が154名、合計利用時間は4,165時間、支出額は812万7,045円となっております。月平均で見ますと、利用時間及び支出額は増加傾向にあるという状況です。

以上です。

(芝罘) では、12月までの数字を基に、今年度よりは300万ほど上乘せして当初予算を組んだという考え方でよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) はい、委員お見込みのとおりです。

以上です。

（芝罘）では、次のページ、169ページの2つ目、鴻巣市障害者施策推進協議会事業の中の委託料の中で、アンケート統計処理業務委託料というものが含まれてきております。本年度の当初はなかったとは思いますが、どのようなアンケートというものになるのかお聞きします。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）来年度、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定する年度となっております。アンケートのほうを5月頃実施する予定です。こちらは、身体、療育、精神障害手帳の所持者の方、あと自立支援医療受給者、あと難病患者手当受給者、あと医療的ケアの必要な方、あと発達障がいのある方のうち1,500人を無作為抽出させていただきまして実施をする予定です。

以上です。

（芝罘）1,500人対象ということで、20万2,000円ということで、これは郵送するだけで……どのような方法でやるのかお聞きします。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）こちらのほう、計画自体は自前で行う予定でして、こちらは集計作業をお願いするようなところで、集計をお願いするというようなところで組んでいる委託料になります。アンケートを集計していただくのに、作業所のほうにこちらのほうをお願いしようというところでの委託料になっております。

以上です。

（芝罘）171ページの障害者補装具費支給事業、これは先ほどちょっと説明あったと思うのですが、メモとれなかったもので、もう一度お願いしたいのですが、利用者の推移をまずお聞きしておきます。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。

令和7年12月現在ですけれども、購入の方が83件いらっしゃいます。その内訳として、補聴器23件、車椅子8件、義手、義足、下肢等装具が26件、座位保持装置3件、義眼、眼鏡、つえ、その他23件となっております。また、修理関係で37件というような状況になっております。

以上です。

（芝罘）その数字は、昨年と比べてどのような傾向なのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 昨年決算額も予算をオーバーしているような状況はなかったのですが、今年度も実はまだお支払いしていないで、オーダーメイドのような作成中だったりする方の分もありますので、何とも金額、件数的には言えないのですが、決してまだ爆発的に増えているとか、そういう状況ではない、昨年並みかなというような状況になっているかと思えます。

以上です。

(芝罘) では、173ページの老人福祉費庶務事業の中で、権利擁護人材育成事業が本年度はありましたが、この8年度はないのですが、すみません、ちょっとこのご説明をお願いできますでしょうか。

(福祉課長) 今年度までこの権利擁護人材育成事業については養成講座等の研修を行っておりましたが、市民後見人に対してこちらの講座を行っているものなので、今人数がそんなに多くなく、高齢化をしております。そのため、市民後見人になってほしいという方を増やすために、もう一度計画を立てて養成講座を開こうとしているために、8年度はこちらのほうの計画はありません。

以上です。

(芝罘) では、利用者が少なかったのですが、もう一度改めてやるということで今回は計画をするという意味でも、8年度に当初予算に入らなかったという、そういう理解でよろしいのですか。

(福祉課長) 新たに市民後見人さんを養成するというので、来年度は計画を立てて、9年度以降に実施できればいいなと考えております。

以上です。

(芝罘) では、同じ173ページの老人ホーム措置事業の中で、これも本年度と来年度予算の当初予算で、これはかなり減になったのですけれども、その理由をお願いいたします。

(福祉課長) こちらは、措置対象者が7年度については4名おりましたが、8年度は2名になったことから減額となっております。

以上です。

(芝罘) その減らした理由は、答えをお聞きできますか。

（福祉課長）当時措置対象として入所していましたが、7年度中にその措置対象から外れるのではないかとということで、そちらの2名をやむを得ない理由によって措置を解消したもの等になります。

以上です。

（芝罘）では、175ページの中で一番下、シルバー人材センター助成事業の中で、シルバー人材センターの仕事の中でも人手が足りているところもあると思うのですけれども、人手が足りていない分野もあると聞いておりますが、その人材確保についてどのようにやられているかお聞きしたいのですけれども。

（介護保険課副参事）お答えします。

どの分野が足りていないかということは、シルバー人材センターのほうからは伺っていないのですけれども、やはり高齢者の就業率の上昇とか働き方の多様化によって入会者数が伸びにくい状況になっていると伺っております。本市のほうでも、会員数につきましてはここ数年700人前後で推移していると伺っております。シルバー人材センターでは、女性を対象とした説明会だとか、登録にオンラインを活用するなど、時代に合わせた募集を行っているということで伺っております。

以上です。

（芝罘）個人的なのですけれども、知り合いが植木の剪定と高所作業者の部分で人手が足りなくて、半年待ちだとか、そういった話もいろいろ聞いたりしているので、この辺を人材確保って大変かなと思うのですけれども、今後いま一度、何か人材確保をするために来年度やれることってありますでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えします。

委員のおっしゃるとおり、事業のほうでは庭木の手入れとか造園等についてが約5割を占めていると伺っております。市のほうとしましても、できることとしてホームページのほうにシルバー人材センターへのリンクを貼るなどして、事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

（芝罘）では、177ページの鴻巣市介護保険運営協議会運営事業について、

報酬のところでは本年も11人分、来年度も11人分ですが、金額が増になっているということで、これは単純に数が多くなるというだけでよろしいのでしょうか。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

鴻巣市介護保険運営協議会につきましては、通常年3回の会議日数で、今年度につきましても3回なのですけれども、令和8年度につきましても令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する年度であることから、年8回の会議を予定しております。そのため、7年度当初と比較しますと予算のほうが増額となっております。

以上です。

(芝寄) では、183ページ、真ん中、中段の高齢者福祉センター管理運営事業の中で、工事請負費、コスモスの家空調用電気配線工事、これは空調工事ではなくて、電気配線のみということでよろしいのでしょうか。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

こちらのほうなのですけれども、工事請負費につきましては、室外機を設置するため新たに電気配線工事を行う費用となっております。これに対しまして、個別空調機を備品として複数台購入いたしますので、備品購入費のほうにも金額のほうを計上させていただいております。

以上です。

(芝寄) 備品購入費のほうもお聞きしようと思ったのですけれども、では室外機はここに入ってきているということで改めて聞きます。それでよろしいのでしょうか。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりとなります。

以上です。

(芝寄) 次のページをお願いいたします。地域子育て支援事業についてお聞きします。

令和7年度では、サロン型と統合がされたというふうなご説明になっていたかなと思うのですけれども、この中でちょっと確認なのですけれども

も、負担金のところでまずひなちゃん子育て応援基金補助金、この3万というのは、すみません、どのようなものなのかお聞きしたいです。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

こちら3万円のほうは、寺谷保育園の子育て支援センター、なかよし広場というものがございまして、そちらのほうの遊具等購入補助として交付しているものになります。

以上です。

(芝寄) では、同じ事業で予算参考資料の6ページのほうで、マザーズハローワーク大宮との連携とありますが、どのような連携になるのか。予算の中で、その予算はどれに当たるのかお聞きします。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

こちらハローワーク大宮のほうでマザーズハローワークというのを置いてございます。そちらのほうと連携しまして、川里ひまわり保育園子育て支援センターのほうで就労相談であるとか、求職情報であるとか、そういったところを情報提供していこうというものになります。予算的なものに関しては、マザーズハローワークとの連携事業になってございまして、特に予算のほうはかかってございません。

以上です。

(芝寄) すみません。簡単に言うと、では川里ひまわり保育園のところに働き口があるよというもの、そういうものを出すという、そういう認識でよろしいのですか。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

これは、あくまでも川里ひまわり保育園の子育て支援センターのほうで就労相談の会場を設けるというところでした、ハローワークのほうからそういう求職情報の提供をさせていただいて、就労相談を受け付けさせていただくというふうなところになります。

以上です。

(芝寄) 同じページの真ん中、情報発信型子育て支援事業についてお聞きします。

まず、アプリのダウンロード数の推移をお聞きしたいと思います。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

推移というところなのですけれども、まずこのアプリを入れたのが令和3年度からなのですが、そこからの推移ということによろしいでしょうか。

(芝寄) ここ二、三年で結構です。

(こども応援課副参事) では、お答えいたします。

令和5年度末の時点でダウンロード数1,860件、令和6年度末で2,154件、令和7年度、末ではないのですが、8年3月1日現在で2,404件となっております。

以上です。

(芝寄) このアプリというのは、ダウンロードをして、インストールして、その後、そこに入って何かを調べたりだとか、そういった検索の数というの分かるものなのですか。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

具体的にどこを御覧いただいたというところは、ちょっと把握できておりません。

以上です。

(芝寄) そうすると、アプリをダウンロードした市民の方に対してはどうか、これがどのように活用されているかというのは検証できないということですよ。そのダウンロードした方とかにアンケートとかは取っていないということだと思うのですが、このアプリの検証というのも、令和3年からもう始まっているのであれば必要かなと思うのですが、見解をお願いします。

(こども応援課副参事) アンケート等をたしか実施できたと記憶しております。なので、そういったところも含めて、今後の展開等も検討してまいりたいと思います。

以上です。

(芝寄) _____

(こども応援課副参事) _____

暫時休憩よろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 7 分)

_____ ◇ _____
(開議 午後 3 時 2 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま芝寄和好委員より発言の取消しの申出がありましたので、申出がありましたところを言っていたいただいたほうがいいのか。取消しの文章を言っていたいただいて、その後許可しますので、お願いします。

(芝寄) では、先ほどの発言の中で _____
_____ ここを全て取り消していただきたいと思
います。

(委員長) ただいまの取消しについて許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、こども応援課副参事より発言を求められておりますので、お願いいたします。

(こども応援課副参事) 先ほどの _____

_____併せて削除
のほうをお願いいたします。

(委員長) ただいまの取消しの発言について許可することにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

では、芝寄和好委員、続けてください。

(芝寄) では、205ページから行いたいと思います。吹上地域保育園等施設整備事業についてお聞きします。

令和8年から9年にかけて建築工事に着工するということですが、答弁できる範囲で具体的なスケジュールをお願いいたします。

(保育課長) 令和8年度当初に入札依頼をかけ、仮契約を締結し、議会に提案する予定となっております。

以上です。

(芝寄) 今後、近隣への説明等もあると思うのですが、その部分のスケジュール等も答えられる範囲でお願いいたします。

(保育課長) 工事の請負業者が決定いたしましたら、地元の自治会長にも相談をしながら、地域の皆さんにお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

(芝寄) では、工事請負費についてお聞きします。これは、建築工事は外構等や駐車場も含まれた工事請負費ということでしょうか。

(保育課長) 工事請負費の内容につきましては、建物や外構などとなっておりますが、詳細については実施設計が完了していないことと、今後発注を予定しているため、現時点ではお答えすることができません。

以上です。

(芝寄) では、221ページお願いいたします。真ん中、行旅死亡人葬祭事業について、本年今までの利用者の人数、性別、国籍等をお願い申し上げます。

(福祉課長) 令和7年度のみでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(福祉課長) 令和7年度につきましては、令和7年度、こちら1月末時点になりますが、遺体の取引件数は4件になっております。そのうち予算対応したのが3件となっております。性別でいいますと……男性が3人、女性が1人となっております。国籍のほうは、日本の国籍が3名と、あと外国籍の方が1名となっております。
以上です。

(芝寄) この外国人の1名の方についてなのですが、身元が分からないから、分からないと思うのですが、例えば火葬が駄目なところの国の、国が分かって、そこは火葬が駄目だというもの、それはやっぱり火葬にかけてしまうのですか。もし駄目なところだと、後ほどそういういったところでいろいろ問題が起こるのではないかなということも危惧するところもあるのですが、そういうことは想定されませんか。

(すみません。の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたしますか。

(はい、すみません。の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時27分)



(開議 午後3時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課長) 日本で行うものなので、基本的に日本の法律を引用して埋火葬をすることになるかとは考えられますが、一応、その時々に対応にはなるかと思っておりますけれども、県や大使館などと調整することにもなるかと思っております。
以上です。

(芝寄) では、229ページお願いします。がん対策事業のところ、委託料、まずはこれ、増の理由をお聞きしたいと思います。

(健康づくり課長) お答えいたします。

まず、このがん対策事業の全体としまして、今回5,619万7,000円増加を

しておりました、この中の今ご質問のがん検診の委託料についての増額の理由につきまして、令和8年度以降、国保特会で振替分として5,000万円、この額に係る法定外繰入金を充当できなくなるということになりました。がん検診委託料を健康づくり課の予算で全額執行する必要が生じ、その結果、増額となるものです。これまで国保の被保険者の方が健康づくり課で実施するがん検診を受診した場合、法定外一般会計繰入金を国保特別会計へ繰り入れ、がん検診委託料に充当してまいりました。しかし、埼玉県国民健康保険運営方針第3期におきまして、令和8年度までに法定外一般会計繰入金を解消するようというところで求められまして、当該振替分を充当できなくなったため、健康づくり課で全額執行することになったものです。この額、これが委託料として一番大きい増額になります。

以上です。

（芝罘）分かったような、分からないような。なので、これは個人的にまたちょっとお聞きしたいと思います。すみません。

続きまして、231ページお願いいたします。食育事業の部分で、これは令和7年度から少し減ったのですが、講師謝礼や会場賃借料がなくなっているのですが、まずその理由をお聞きします。

（健康づくり課長）お答えいたします。

こちらの減額につきましては、毎年開催しておりました食育講演会、こちらにつきまして隔年実施に変更することになりまして、令和7年度に実施しましたので、令和8年度お休みで、次回令和9年度ということで、隔年で予算化をしていくという方針となったことが理由となっております。

以上です。

（芝罘）では、その下の備品購入費でソフトウェア1万6,000円、額小さいですが、どのようなソフトウェアを購入予定なのでしょうか。

（健康づくり課長）お答えいたします。

管理栄養士の職員がこの食育事業を中心としましていろいろな調理実習ですとか、栄養指導等を実施している中で、栄養計算というのが必要に

なります。具体的にお食事どのような、バランスよくだったり、いろいろな栄養指導、そういう教室を実施するために必要なソフトウェアが、国の法律が定期的に変わる中で、栄養の基準が5年ごとに変わるというタイミングがございまして、そうしますとちょっとソフトウェアも買換えというのが必要になってくるために、今回予算のほうを計上しております。

以上です。

（芝寄）このソフトは、1回購入で終わりということによろしいのですか。

（健康づくり課長）お答えいたします。

現在使っているソフトウェアがございまして、こちらのほうを5年置きに購入を、買い換えるといいますか、そういうふうな状況になります。以上です。

（芝寄）同じページ、一番下の健康体力づくり推進事業についてお聞きします。

こちらも減の理由をお聞きします。委託料が減っているのですが、委託料の減の理由をお願いいたします。

（健康づくり課長）お答えいたします。

健康体力づくり推進事業では、様々な健康体力づくりの講座等を実施してございしますが、この中でラジオ体操講習会、それからウォーキングの教室になりますが、健脚ウォーカーという事業を例年開催してございまして、令和8年度はねりんピックの中でこちらを健康づくり教室として実施することになってございまして、この事業からの予算を減額をしてという状況でございまして。

以上です。

（芝寄）では、ページを進んで、323ページをお願いいたします。上段の一番上のほうのスクールバス運行事業についてお聞きします。

スクールバスが始まってから3年、4年経過したかと思うのですがけれども、これまでの問題等、トラブル等、課題等ありましたら、まずはお聞きします。

(教育総務課長) 課題とすると、バス酔いとか、あとは交友関係とかを要因としまして、座席の変更とか、そういった要望とか課題等とかが発生するのですけれども、そういったものに対してはその都度もう対応しているような状況でして、現時点では大きな課題等はないものと認識はしております。

以上です。

(芝罘) 小谷小が廃校になりまして、うちの前からも出て吹小まで行っているのですけれども、帰りのバスで来て、やはり小さい低学年の子が1人で歩く距離があるという部分があるのですけれども、その部分の安全対策というのは、保護者からは上がったりはしていないのでしょうか。

(教育総務課長) 今の時点で、そのような声というのは上がったりは、いるのかもしれないですけれども、今の時点で私のほうではちょっと把握のほうはしてはいないのですけれども、その都度対応しているないし、あとは登下校のときには地域の方とか、そういった方とかが協力されたりとか、そういった地域もあるものと考えております。そういったもので安全確保とか対応しているものと考えております。

以上です。

(芝罘) 329ページお願いいたします。さわやか相談員活用事業についてお聞きします。

まずは、報酬の会計年度任用職員の報酬が大きく減っているのですけれども、この理由をまずお聞きします。

(教育部副部長兼学務課長) 減額となっている理由ですけれども、これまで全中学校8校にさわやか相談員を配置してまいりました。これが令和8年度からは、校内教育支援センターW i t h の拡充、またさわやか相談室と校内教育支援センターW i t h の統合に関する国の事業を活用した実践研究のために、新たにW i t h を設置する研究指定校4校において、さわやか相談員ではなくて校内教育支援センター指導員を任用することから、令和8年度の本事業は4校分のさわやか相談員配置となるための減額となっております。

以上です。

(芝罘)では、令和7年度、今までの相談件数と内容の傾向等をお聞きしておきます。

(教育部副部長兼学務課長)今手元にある資料が令和6年度の1年間の集計がございますが、そちらでよろしいでしょうか。令和6年度、8校の集計につきましては、総合で8,788件の相談がございました。そのうち、特に傾向といたしまして、中学校3年生が最も多く、また相談内容につきましては不登校の関係、そしてまた性格や行動に関するものが多かったというふうに記録がされております。

以上です。

(何事か声あり)

(教育部副部長兼学務課長)失礼いたしました。ただいま中学校3年生というふうにお話をしましたが、令和6年度に関しましては中学校3年生と中学校2年生が同じような数字で、この2学年が多い状況でした。以上です。

(委員長)休憩しますか、続けますか。10分ぐらい休憩します。

(何事か声あり)

(委員長)では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時41分)

◇

(開議 午後3時53分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

(西尾)では、すみません。議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算について質問してまいります。通告に従って質問してまいります。多分時間がなくなるので、幾つかは飛ばして、あしたできるなら回したいと思います。

まず、当初予算説明事業の継続費の吹上地域保育園等新設整備事業ですが、既存施設に通園している、または通園予定の保護者に意見聴取はしているかということと、地域子育て支援拠点の事業内容、民間委託の予定であれば、どのような事業者を想定しているかお伺いします。

(保育課長)通園予定の保護者に対しての意見聴取についてお答えさせ

ていただきます。

鎌塚保育所、吹上富士見保育所、つつみ学園の保護者に対しては、令和7年の8月に保護者説明会のほうを実施いたしました。その中で意見のほうを伺っております。また、入園予定の保護者には、入園説明会の際に説明を行っております。

以上です。

（こども応援課副参事）地域子育て支援拠点の関係は、こども応援課からお答えさせていただきます。

こちらのほうは、国のメニューの地域子育て支援拠点事業を基に実施する形になります。イメージとしては、川里ひまわり保育園の子育て支援センターのようなものをイメージいただければよろしいかと思えます。民間委託の予定であればどのような事業者を想定しているかというところなのですけれども、考えておるのは民間委託での実施を考えております。どのような事業者というところなのですが、同様の事業ですとか類似事業での実績があって、安定した運営ができ、子育て家庭への充実した支援が期待できるような事業者の選定を想定しております。

以上です。

（西尾）では、歳出のほう聞いてまいります。

161ページの重層的支援体制整備事業なのですけれども、1月に新聞にも大きく報道されていたのですけれども、来年度から国の交付金が約7割削減されるという報道がありました。本市のこの事業への影響はありますでしょうか。

（福祉課長）令和8年度より国庫補助金、補助率の見直しについては、昨年12月になりますが、埼玉県より説明会がございました。その中で、重層的支援体制整備事業の開始から5年経過した市町村ですとか、あと新たに8年度から重層的支援体制整備事業を導入する市町村については、負担割合については減額になりますということでお話がありました。鴻巣市においては、8年度2年目になりますので、特に影響はないかと考えられます。

以上です。

(西尾)では、171ページです。障害者日常生活用具給付事業ですけれども、これは1度私も質問させていただいた件なのですけれども、昨年10月より追加種目となった電気式たん吸引機用自家発電機、それから電気式たん吸引機用外部バッテリーの申請状況、それと昨年質問しましたソフトウェア類について時代に合った給付の形となっているかどうか、そのアップデート状況をお伺いします。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長)お答えします。

追加種目となった電気式たん吸引機用外部バッテリーの申請は1件となっております。また、日常生活用具は、支給決定後、原則耐用年数を経過し、かつ使用に耐えない状況になった場合に再交付可能です。また、耐用年数内に新しく出たものや用途の違うものについては再交付していない状況です。なお、情報通信支援用具である障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトについては、性能が異なる用具を組み合わせる申請することが可能というようなところで、昨年も委員より問合せいただいた案件ですけれども、そちらのほうは内容的にその周辺機器等併せて申請できるものであれば可能というような状況だと思います。

以上です。

(西尾)185ページのこどもまんなか推進事業なのですけれども、子どもの意見聴取について教育委員会との連携はということで質問させていただいておりましたが、通告出しておりますが、こども応援課に相談した保護者の方から、担当は教育委員会だから教育委員会に回すと返信があったのですけれども、それ以降何も、教育委員会からもこども応援課からも返信がない、連絡がないということなのだけれどもというようなお問合せをいただいているのです。なので、こどもまんなかということで鴻巣市やっているのですけれども、子どもの意見聴取をやるということで大々的にホームページにも宣伝しているのですけれども、実際ちゃんと中で本当に子どもの声を聞くような、当事者としての子ども、それから保護者の声を聞くような仕組みにちゃんとなっているのか、連携取れているのかというところをお伺いします。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

いただいた声というところでいいますと、なかなかちょっと個別具体的などころに関してはお答えしづらいのかなというところがあります。ですが、ちゃんと教育部とは連携を図りながら対応のほうは取らせていただいているところです。

以上です。

(西尾) 次に、187ページの放課後児童クラブ管理運営事業です。利用児童と保護者の皆さんへの聞き取りや意見聴取を行っているかということをお伺いします。これもある事業者がいろいろ問題のある対応をしているということで、市と、それからその事業者で説明会をされたそうなのですけれども、そのときにやっぱり事業者や市の言い分だけが一方的に話されて、親御さんから、保護者からの事情聴取とか話を聞いてもらえる時間がなかったというふうに保護者の方から伺っているのです。なので、これに限らないのですけれども、適宜放課後児童クラブを利用しているお子さんや保護者の方に意見を聞き取ったりしているかどうか、そういう姿勢が本市に見られるのかどうかお伺いします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 毎年、各放課後児童クラブにおきまして年度末にアンケートのほうを実施しております。また、ふだんから送迎の際に保護者の方と支援員のほうがコミュニケーションを取ることによって、いろいろな情報共有を図っております。

以上です。

(西尾) では、197ページ、母子家庭等対策総合支援事業についてですが、来年度からの新規事業ということで説明いただいております公正証書等の作成促進補助金についてです。これ来年度からの新規事業なのですけれども、ではこれまで、例えば直近で令和6年度と7年度で養育費の不払いについての相談件数があれば件数をお伺いします。これ子育て支援課で把握できている件数で構いません。

(子育て支援課長) お答えいたします。

これまで養育費の不払いによる相談に来所された方について統計は取っておりませんが、毎年8月の児童扶養手当現況届出時に提出していただ

く養育費等に関する申告書を見ますと、養育費の取決めがあるにもかかわらず受け取れていないという方が見受けられる状況です。

以上です。

（西尾）では、219ページの生活保護総務費庶務事業と221ページの生活保護扶助事業を一緒に質問させていただきます。

これ本会議のほうでも別の前任者の方が質問されていましたが、資料請求もしていたかな、質問されていましたが、吹上支所、川里支所で相談対応と申請対応ができる体制になっているのかということを確認させていただきます。まずはそれをお伺いします。

（福祉課長）それぞれの支所での相談対応、申請対応ができていない体制になっているかということになりますが、まず吹上支所においては、今回資料請求でお示しのとおり、年間の相談対応は13件から25件、申請は3件から8件と実績があり、相談対応、申請対応ができていない体制になっていると考えております。また、川里支所においては、年間相談対応はゼロ件から2件となっており、申請についてはここ数年対応実績がなく、スムーズに受付を行うためにも、福祉課のケースワーカーや相談支援員が支所に赴き、受付をするという対応としております。その中で、川里支所での相談中に早めに福祉課に連絡を受けることで対応ができる体制としているため、特に問題は生じていないと考えております。

以上です。

（西尾）その川里支所なのですからけれども、例えば私の耳にした話ですと、相談に来た方に電話を渡して、その電話機で自分で福祉課に相談しろというような対応があったというようにも聞いているのですが、そういったことは把握されていますでしょうか。

（福祉課長）すみません、今年度ということでしょうか。

（西尾）そうです。

（福祉課長）すみません、把握はしておりません。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

同じく生活保護についてなのですが、扶養照会件数、前も質問させてい

ただきましたら、扶養照会はやることは別に憲法違反ではないという認識だったように思っておりますけれども、実際は扶養照会というのは、これが扶養照会することで生活保護利用の申請を諦めさせることにつながっていますので、これいわゆる合法的な水際作戦のように使っている自治体もあるように伺っております。ですので、扶養照会は実際は極めて限定的にするべきではないかと考えておりますけれども、本市では令和6年度、7年度の扶養照会件数はどれくらいありますでしょうか。

（福祉課長）令和6年度、7年度の新規の申請受付の扶養照会の件数になりますが、令和6年度は77件、令和7年度は1月末時点で80件となっております。

以上です。

（西尾）ということは、新規に申請に来られた方にはほぼほぼ扶養照会をやっているということなのでしょうか。

（福祉課長）7年度の開始件数131件に対して、今現在で、1月末時点で七、八十件という数字になっていますので、ほぼではないかと考えられますが。

以上です。

（西尾）ほぼではないのですけれども、かなり高い確率で扶養照会やっているなというふうに見受けられますけれども、これが水際作戦という認識ではないということでしょうか、お伺いします。

（福祉課長）委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

（西尾）

年 3 月 6 日文教福祉常任委員会会議録 P. 2 に発言取り消し許可)

(西尾) では、次に参ります。

323 ページのスクールバス運行事業なのですけれども、前も聞いたかもしれないのですけれども、スクールバスの乗車時間が現時点で最も長い児童の乗車時間を把握しているかどうかお伺いします。

乗降場所から自宅が最も遠い児童の乗降場所と自宅間の距離は把握しているかどうかお伺いします。

(教育総務課長) スクールバスの乗車時間の長い時間なのですけれども、25 分ぐらいと確認しております。乗降場所から自宅までの最も遠い児童ということなのですけれども、距離につきましては約 1 キロメートルということで確認はしております。

以上です。

(西尾) その最も遠い児童の朝家を出る時間というのはどれくらいなのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 13 分)



(開議 午後 4 時 13 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) 家を出る時間というのは、把握のほうはしてはおりません。

以上です。

(西尾) では、323 ページ、(仮称) 川里義務教育学校整備事業についてお伺いします。

これまで保護者、地域住民を対象とした説明会、対話集会のこれまでの開催回数と今後の開催予定についてお伺いします。

(教育総務課長) これまでに開催した説明会というか、対話の集会等の数なのですけれども、回数につきましては 20 回ということになっております。今後の開催予定につきましては、現時点ではまだいつ開催するとかは決まっていはいないような状況です。こちら事業の進捗に応じまして

考えていきたいと思えます。

以上です。

(西尾) これまで20回開催したということなのですが、では参加人数は延べ何人でしょうか。およそで結構です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時15分)



(開議 午後4時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) 大変申し訳ございません。ただいまそちらの手持ちのほうはございません。

以上です。

(西尾) では、329ページの日本語指導支援員配置事業ですが、現在、本市の小学校、中学校で日本語指導の必要な児童生徒の数、令和6年度、7年度の今までで何人いるか、それから支援員の配置校数をお願いいたします。

(学校支援課長) お答えいたします。

日本語指導や支援を行っている児童の数ですけれども、児童生徒の数は小学校では令和6年度が28名、令和7年度が39名です。中学校では、令和6年度が11名、令和7年度が12名です。支援員の配置校については、日本語指導に係る市民ボランティアも含めると、小学校10校、中学校3校となります。

以上です。

(西尾) では、339ページ、人権教育推進事業についてです。

令和6年度、7年度のいじめ認知件数といじめ重大事件の数、件数、それからいじめ問題調査委員会の対象となった件数、それからこれまで本市が被告となったいじめに関する訴訟の件数、これはずっと記録のある限り教えてください。それから、現在係争中の訴訟件数を念のためお伺いします。

(学校支援課長) お答えいたします。

いじめの認知件数につきましては、令和6年度が小学校73件、中学校80件、合計153件となっております。令和7年度につきましては、現在集計中のため、お答えすることができません。重大事態の件数につきましては、令和6年度は3件、令和7年度につきましては、先ほどと同様、集計中のためお答えすることができません。令和6年、7年度のいじめ重大事態における本市いじめ問題調査委員会の対象となったものはございません。また、本市が被告となったいじめに関する訴訟の件数は、これまでに2件、現在係争中の訴訟件数は1件となっております。

以上でございます。

（西尾）では、339ページの研究委嘱事業なのですが、これは具体的にどういった内容なのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

本事業は、鴻巣市教育委員会委嘱研究に関する実施要綱に基づき、本市の学校教育の水準を高めることを目的として、市教育委員会が毎年度、市内小中学校に2年間の研究を委嘱するものです。委嘱された学校は、教育活動の水準の向上を目指し、各校において研究を行っております。その際、市教育委員会は委嘱校の研究に対して指導、助言に当たるとともに、研究に必要な経費についても鴻巣市教育委員会が負担するものであり、その予算となっております。また、委嘱校は1年目に紙上発表とし、研究の進捗状況を把握し、研究の深化、充実を図るために鴻巣市教育委員会委嘱中間事業研究会を開催いたします。2年目は、2年間の研究成果を市内及び近隣市町等の各校に発表いたします。その発表につきましては、鴻巣市教育研究実践発表大会として、市教育委員会の定めた期日、8年度は11月12日になりますが、その日に委嘱校全てが研究発表を開催いたします。

以上となります。

（西尾）では、341ページの学校図書館支援事業ですが、現在の本市の小学校、中学校の司書の配置状況お伺いします。それから、令和7年度現時点までの新規の図書購入数、これは全小中学校合計で構いません。お伺いします。

(学校支援課長) お答えいたします。

市内小中学校への司書教諭の配置状況ですが、令和6年度は23校、令和7年度は22校でございます。また、令和7年度の新規図書購入冊数は、2月末時点でおよそ3,700冊でございます。
以上です。

(西尾) では、343ページ、小学校施設維持管理事業についてですが、令和7年度の児童保護者からの設備などの設置や、それから修繕要望の件数と対応実施件数をお伺いします。

(教育総務課長) 小学校なのですけれども、こちらで把握しているのが2件ございました。2件ありまして、1件のほうは対応のほうはしたような状況です。
以上です。

(西尾) 2件のうち1件は対応ということなのですが、もう一件は実施が難しいのか、それともこれからやろうとしているのか、あとそれから保護者の、要望を下された方への返信状況などをお伺いします。

(教育総務課長) 1件につきましては、業者のほうとかと今見積り等のやり取りをしている最中という状況です。そちらにつきましては、また今後その金額等を踏まえまして、多分学校の修繕とかになると学校のほうが管理という形になりますので、そういった意向とか、そういったものとか確認しながらちょっと進めていきたいとは考えております。
以上です。

(西尾) 答弁漏れなのですけれども、保護者の要望を下された方には返信はされているのでしょうか。

(教育総務課長) 大変申し訳ございません。保護者の方には返信のほうはしてはいないと思います。それも踏まえてまた学校と話をしていくとは思いますが。
以上です。

(西尾) では、343ページの小学校教育ICT環境整備事業についてですが、備品購入費のOA機器、これの具体的内容をお伺いします。

(教育総務課長) こちら備品購入費、OA機器の具体的な内容になって

くるのですけれども、ICTの環境の更新に伴いまして学習者用端末、学習者用端末の本体カバー、学習者用端末の持ち帰り用アダプター、指導者用端末、ネットワーク機器、学校共用端末、図書システム用管理端末一式を購入するものとなっております。

以上です。

(西尾) これそれぞれの数はどうなのでしょう。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時25分)

◇
(開議 午後4時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) こちら一つ一つ数をお伝えする形がよろしいでしょうか。例えば学習者用端末だけとかだけでよろしいのか。

(では、大きなものの声あり)

(教育総務課長) 大変申し訳ございません。大きなものとしまして、学習者用端末なのですけれども、小学校のほうなのですけれども、約5,000台になります。

失礼しました。ちょっと今の訂正をお願いいたします。すみません。小学校のほうにつきましては、約5,800台になってまいります。

(委員長) 5,800台が訂正後の数で間違いありませんか。

(教育総務課長) 約、そうです。本体のカバーなのですけれども、同等の数ということになってまいります。指導者用端末なのですけれども、小学校の分としまして約430台ぐらいとなっております。

(西尾) 学習者用端末が5,800台、指導者用が430台ということなのですが、これは市内の小学校の子どもたち、それから先生方の約何割ぐらいの分になるのでしょうか。およそで結構です。

(教育総務課長) こちら小学校につきましては、全児童の数プラス予備機ということで想定しております。指導者用端末につきましては、教職員の台数ということで今のところ想定はしております。

以上です。

(西尾)ということは、G I G Aスクール始まってから数年たちまして、今回全部一新するという事なのですか。

(教育総務課長) こういった端末類につきましては一新するという予定になっております。

以上です。

(西尾) 345ページの小学校施設改修事業ですが、この設計委託料の内容をお伺いします。

(教育総務課長) 小学校施設改修事業の設計委託料の内容なのですが、こちら赤見台第一小学校の屋上防水等の改修、設計の業務委託、それと体育館空調設備の設計業務委託料となっております。

以上です。

(西尾) では、347ページの小学校給食運営事業なのですが、質問者のところに保護者の方から、小学校の娘がおなかすかせて帰ってきて、もうお菓子を爆食いするというようなお声がありました。つい最近もほかの小学生の親御さんから、お父さんのほうから似たような話を聞きました。何か足りていないのではないかというようなお話を聞いたのですが、児童に学校給食についてアンケートを取ったり、意見聴取しているかどうかお伺いします。

(教育総務課中学校給食センター所長(副参事級)) お答えいたします。担任や栄養士が子どもの声を直接聞くなどして喫食の状況を確認しております。アンケート調査というものは、実際取ってはおりません。

以上です。

(西尾) 349ページ、中学校施設維持管理事業です。一般質問でも質問者が質問したのですが、吹上北中学校に北新宿の中学生の当事者のお子さんたち、それから保護者の方々が自転車通学をしないと。距離が遠いのと、冬は非常に風が吹き荒れる中、田んぼのところ通ったり、夏は今度炎天下で、熱中症で救急搬送された方も、中学生もいるぐらいですから、できれば北新宿、半分は自転車通学ですが、残りの半分も自転車通学させてもらいたいということで去年からずっと要望を上げているそうなのですが、なかなかこれが実現しないということなのですか。

が、吹上北中学校に駐輪場を造ってくれれば多分問題解決するのではないかと思いますので、この駐輪場の件についての進捗状況をお伺いします。

（教育総務課長）こちら吹上北中学校の駐輪場につきましてなのですが、現時点のほうで学校のほうから設置の要望のほうをいただいているというのが現状でございます。

以上です。

（西尾）校長先生のほうから、学校のほうから設置要望が出ればこれは実現するのでしょうか。

（教育総務課長）こういった施設の設置とか修繕の要望というのはあくまでも学校のほうからこちらのほうとくに連絡があると思うのですが、連絡があった時点でその必要性とか場所とか、もし設置とかという話になってくると予算の関係とか、あとは期間とか、そういったいろんな検討というか、考えなければいけないこととかがあるとは思いますが、まず必要性とか金額の面とかあるのですが、そういったものを勘案しながら判断していくものと考えております。

以上です。

（西尾）夏に熱中症で女子中学生が救急搬送されたということも聞いておりますので、教育委員会としては子どもたちの命第一にやっぱり考えなければいけないかと思うのですが、そこら辺の危機意識とかはお持ちかどうかお伺いします。

（教育総務課長）夏場とかにつきましては、やはり熱中症とか、そういった暑さには十分気をつけないと、熱中症とかにも十分考えられるとは思いますが、そちらにつきましては、そういった時期になったりすると学校のほうへそういった注意喚起等を行ったりとか、そういった対応とかですか、考えて、お知らせして注意してもらうような形がよろしいのかなとは考えております。そういった形で対応のほうをしていければとは思いますが。

以上です。

（西尾）では、同じ項目なのですが、令和7年度、現時点での生徒、保

護者からの設備等の設置や修繕の要望の件数と対応または実施件数お伺いいたします。

（教育総務課長）中学校のほうなのですが、うちのほうで把握しているのが1件という形になります。そちらのほうにつきましては、結果とすると対応のほうはしたような状況です。

（聞こえなかったの声あり）

（教育総務課長）すみません。ごめんなさい。1件把握しております。それについては、対応のほうはしております。対応のほうはしました。以上です。

（西尾）では、次の351ページ、中学校教育ICT環境整備事業なのですが、先ほどの小学校と同じように、恐らく端末だと思うのですが、アダプターとかだと思うのですが、生徒用端末、それから指導者用端末のそれぞれの数、更新の数をお伺いします。

（教育総務課長）中学校の児童（令和8年3月6日開催文教福祉常任委員会会議録P.2「生徒」に発言訂正）の端末の数なのですが、約3,000台。こちらのほうは、予備機のほうが入っているような状況です。指導者用端末につきましては、約210台程度を考えております。以上です。

（西尾）これも念のためお伺いしますが、在籍生徒数、それから指導者数全員分ということでしょうか。

（教育総務課長）はい、そのような想定で考えております。以上です。

（西尾）では、351ページ、中学校施設改修事業の設計委託料の内容をお伺いします。

（教育総務課長）中学校施設改修事業のこちらの設計委託料なのですが、こちらにつきましては体育館空調設備の設計業務委託料となっております。以上です。

（西尾）365ページの文化財調査事業なのですが、令和7年度の発掘調査予定です。先ほど試掘と、もし試掘があれば本調査ということだ

ったのですけれども、件数と場所、今把握しているものがあればお伺いします。

（生涯学習課長）7年度の予定という、今の実績ということでもいいのですか。

（もしできれば実績もの声あり）

（生涯学習課長）7年度の実績でいいですか。お答えします。

文化財調査事業につきましては、文化財保護法第93条の届出が提出された場合に行う試掘・確認調査及び試掘・確認調査の結果開発行為が行われる範囲において史跡が検出された場合に行う本調査とがございまして。試掘・確認調査につきましては、2月末時点での実績ベースで19件実施しております。3月中に追加で3件の今ご相談をいただいておりますので、残り3件を実施する予定でございまして。本調査につきましては、今現在4件実施しております。届出順に、中井地内で実施した中井遺跡、東3丁目地内で実施した生出塚遺跡、こちらは委員の皆さん昨年見ていただいたと思いますが、あと宮前地内で実施した宮前遺跡、天神5丁目地内で、現在こちらについては実施しております生出塚遺跡の発掘調査となっております。

以上です。

（西尾）すみません。私が通告で令和8年度と書くところを令和7年度と、R7と書いていたのですが。すみません、今意を酌んでいただきまして。

試掘調査についてちょっとお伺いしたのですけれども、中部環境保全組合が予定しております郷地安養寺のごみ処理場の予定地の場所で、1月中旬ぐらいからユンボが入っているということなのですが、これを中部環境の組合議会で質問しましたら、試掘調査を鴻巣市の教育委員会のほうでやってくれているということだったので、これはどういった経緯でされているのでしょうか。

（生涯学習課長）通常、試掘調査につきましては包蔵地に指定されているところが本来行うべきところとなっていると思うのですけれども、中部環境に限らず、道の駅ですとか公共施設を建てるものについては、実

際に開発面積が大きいというところも含めて試掘のほうを教育委員会のほうで実際にやらせていただいているというところでございます。中部環境につきましては、まだこれは、新編武蔵風土記稿の中で桜本坊という、何か戦国期から江戸期ぐらいにあの辺りにお寺があったというようなちょっと言い伝えというのでしょうか、そういうのもございましたので、中部環境あれだけ広い土地今回開発となりますので、実際に建物が建った後はもう何十年も試掘等できないというところと、あと実際にコンクリ等で、下にもし遺跡があった場合、途中で工事等中止というような懸念もございますので、先に試掘のほうをやらせていただいているというところでございます。

以上です。

（西尾）では、それに関して2点確認させていただきたいのですが、今あそこはまだ中部環境が買い取っていないですよ。これから土地の買取りが始まってくると思うのですけれども、まだ所有者は今まで農業されていた方々、地権者の方々が所有されていると思うのですが、その状況で試掘調査をして問題ないのかということと、それからもう一つ、今農振除外申請をやっていて、県からのまだ返答がないということなのですけれども、農振除外申請終わっていない段階でトレンチ掘って試掘調査できてしまうものなのか、その点を確認させていただきます。

（生涯学習課長）試掘調査につきましては、正確なあれはちょっと、ちょっと日付はあれなのですけれども、中部環境のほうで地権者の説明会が昨年ございました。私のほうでそちらの地権者の説明会のほうに伺いまして、地権者に直接試掘について今申し上げたような趣旨等をお話しさせていただいて、ご理解いただいて、同意書（令和8年3月6日文教福祉常任委員会会議録P.2「埋蔵文化財所在確認届」に発言訂正）を頂いております。その同意書を地権者全員から頂きましたので、そちらをもって今現在試掘のほうをさせていただいているというところでございます。農振除外につきましては、こちらのほうでそういったお話を中部のほうから特に伺っていないというところで、今年度中に試掘については終わらせていただきたいというようなちょっとご要望等もございます

ので、それはどういう理由なのかはちょっと分からないですけども、こちらのほうでそういった理由もありまして現在試掘のほうやらせていただいているというところでございます。

以上です。

（西尾）ちなみに、今回の試掘の調査は幾らぐらい費用がかかっているのでしょうか。

（生涯学習課長）試掘につきましては、年度で実際にユンボというか、そちらを出す業者さんと年間契約しておりますので、そちらについてどれぐらいかかるかというのはこれから実際出てくるのかなとは思っているのですが、日数等とかその辺についても当然違いますので、大体、ただこれから出てくる場所なので、今現在ははっきり申し上げることがなかなか難しいと思います。

以上です。

（西尾）ちなみに、さっき新編武蔵風土記にも載っているエリアだということだったのですが、今試掘でトレンチの中から何かそれっぽいものは出てきているのでしょうか。

（生涯学習課長）正直言うと、特に遺物というようなものがまだ出ていないところです。

以上です。

（西尾）では、一応最後になりますが、365ページの指定文化財保護管理事業なのでですけども、これ樹木医診断手数料、樹木消毒委託料、それから植栽管理委託料と出ておりますけれども、これはもしかしたらその対象樹木の場所、それからどんな樹木なのか、それからこれはクビアカツヤカミキリ対応なのか、状況をお伺いします。

（生涯学習課長）お答えします。

樹木医診断手数料につきましては、市指定の天然物樹木1本当たり2,500円、3本分支払っているような状況となっております。対象樹木でございますけれども、具体的愛の町地内にごございます三ツ木神社の大櫨、北根地内、清法寺のまき、広田地内、新井家の大榎となっております。樹木医により、人間でいうところの定期健康診断を年1回実施している

というところでございます。

消毒というか、そちらの話も。クビアカの話もですね。

(クビアカではないということですねの声あり)

(生涯学習課長) はい。すみません。今申し上げたとおり、3本ともバラ科の樹木ではないことから、クビアカツヤカミキリの対応等については行っていないというところでございます。

以上です。

(西尾) ありがとうございます。

すみません。最後と言ったのですが、まだ時間がありますね。

(委員長) はい。あと7分。

(西尾) では、ちょっと飛ばしたところをさせてください。

すみません。債務負担行為のほうで保育業務支援システム更新業務というのがあるのですが、これの具体的な内容をお伺いします。

(保育課長) 公立保育所7か所で使用する保育業務支援システムの契約期間が令和8年10月で終了となることから更新を行うものとなっております。プロポーザル方式にて事業者を決定する予定でして、システム保守料、機器リース料と保守料を見込んでおります。

以上です。

(西尾) では次に、鴻巣市立小中学校ICT環境更新業務ということで、具体的な内容をお伺いします。これもしかして先ほど質問した件と重なるのか……ですかね、一応お伺いします。

(教育総務課長) 先ほど説明した部分と重なるかもしれないのですけれども、こちらの内容につきましては、現在、小中学校ICT環境につきましては、令和2年度にプロポーザル方式で業者選定のほうを行いまして契約のほうを締結したのですけれども、そちらが令和3年度から令和7年度の5年間の契約期間が終了という形になります。こちら令和8年度につきましては1年間延長しながら、令和9年度からの次期の小中学校のICT環境の本格稼働ができるよう、業者選定と環境構築を検討していくという形になります。こちらの債務負担行為の内容につきましては

は、校務支援システムとか、そういった学習系システムの利用料とかライセンス料とか、あとは保守とか、一部機器が含まれています。複合機とかですかね、そちらのほうが賃貸借になりますので、そちらの部分の内容という形になります。

以上です。

（西尾）では、165ページの重度心身障害者医療費助成事業、これ前任者の方も質問されていたのですが、念のため対象者拡大の人数をお伺いします。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）お答えします。

制度拡大に伴い、908人の方に制度案内を発送いたしました。うち精神2級手帳と自立支援医療、精神通院医療を所持して、申請ができるのは657人の方でした。そのうち、2月1日時点なのですが、513名の方が重度医療に登録されている状況です。

以上です。

（西尾）では、197ページの児童手当支給事業なのですが、令和7年度の支給対象者数、ゼロ歳から高校生年代の支給対象者数と支給者数及び支給世帯数をお伺いします。

（子育て支援課長）お答えします。

児童手当の統計資料では世帯数を算定しないため、受給者数でお答えします。令和8年2月末時点の支給対象児童数は、1万3,805人、受給者数は8,438人となっております。

以上です。

（西尾）197ページの児童扶養手当支給事業について、令和7年度の支給世帯数、世帯ではなかったら人数で構いません。お伺いします。

（子育て支援課長）こちら世帯数でお答えします。

令和8年2月支給時点の数字となりますが、610世帯です。

以上です。

（委員長）大丈夫ですか。

（西尾）はい。ありがとうございます。

（委員長）質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 5 1 分)

(開議 午後 4 時 5 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の質疑はここまでにして、あとは明日にしたいと思いますので、今日はこれで散会したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

(異議なし)

(委員長) 大変お疲れさまでした。

では、また明日よろしく願いいたします。

(散会 午後 4 時 5 2 分)